

を望まざるべからず。

尙ほ學生の神經衰弱症につきて都築宗治郎氏の調査せるところを引録すれば左の如し。(第三回日本醫學會誌紙上所載)

- 一、家庭の狀況、區々、嚴なるは苦痛のため、寛なるは衰弱のため、本病を助成するものゝ如し。
- 二、嗜好として酒はなく、煙草は往々見るところなり、多數はお伽話、小説、雜誌を濫讀す。
- 三、遺傳的關係としては重大なる意味なきが如し。
- 四、身體的關係としては、外傷、微毒、急性傳染病によると考へらるゝはなく、手淫は疑ひあり。
- 五、精神的關係 概して持續的過勞、即ち過度の讀書、名譽心、落第、恐怖心と一方運動睡眠の不足とは、其因をなすもの多きが如し。
- 六、學業成績 却て佳良なるものに多く、其劣等なるものと雖も、作文等一部の科目には秀でたるものあり。

七、一般症狀 自覺症としては、心悸、亢進、顔面灼熱、頭痛、疲勞感等あり、他覺的には、腱反射多少亢進、時として胃弛緩及び脚氣を合併す、疑惑症を呈したるもの七名中二名鼻病あり、近視眼は甚だ多し、容貌は多くは惘恰にして鈍相のもの少し。

教育上この種の症狀のものを救済するには、かゝる少年をして、強制的に柔劍術を練習せしむべし。又父兄は子弟が讀書さへすれば、喜ぶ風あれども、よろしく其内容を注意すべし、お伽話も濫讀すれば害あるべし、學制につきては人多く授業時間を云爲すれども、眞に腦力を勞するは宿題にあり、これ又教育家の注意を要すべし、肉體の鍛練と規律的生活とは、精神的、神經衰弱に於ても、亦、等しく必要なり。「云云」

神經質の兒童に對する教授上、訓練上、特に注意すべき者がある、先づ教師其人は心氣を平穩になし、親切に教訓する必要がある、陰險なる或は疑念深き顔貌をなし、或は語氣を荒くし、態度をば粗慢にして教授するが如きは慎まねばならぬ。特に感情的の口吻を以て、激烈なる調子にて説話するが如きは禁物である。この種兒

第二編 衛生 一八八
童は猜忌心に強く、且つ事物に執着性強烈なるを以て、教師はこの點につき注意すべきである。

第二節 特種の疾病豫防

以上は學校病として普通なるものを擧げたのであるが、こゝには尙ほ二三の疾病につきて記述する、勿論其各種に亘りて詳細に記すことは本書の許さざるところ、大要而も一部分だけであることをお断りして置く。

の病氣
(一)鼻の病氣 近來學生病の一種として非常に多くの學生を侵かす病氣である、兒童生徒中鼻汁を垂らすもの、或は鼻孔内に各種の腫物發生して、呼吸及び發聲上に障害を與ふるのみか、精神の上にも影響して、理解力鈍く、注意力も減少したために、事業をなすに當りて直ちに倦怠する、これらの原因につきては専門家ならぬ吾人には分らぬのであるが、新鮮なる空氣中にて呼吸すること、腦力を過度に使用せぬこと、及び努めて鼻汁を拭ひとること等出來得るだけの注意をなすべく、而してこの種病氣に罹りたる兒童は専門醫の診察を受けしむるやう家庭に注意する

の病氣
防齶齒の豫

ことが必要である。

(二)齶齒の豫防 齶齒のある兒童は中々に多い、身體検査の際に於てこの種兒童を發見したるときは、特に家庭にも注意をなし豫防法を講ずべきである、もし注意を等閑に附すればますます齶齒を多くするばかりである、一體我國民は、齒の衛生につきて不注意なるものが多い、大人にてすら齒を磨くことを怠るものが少からずある、兒童に對して齒の清潔など要求するは無用のことなりとて構はぬのである、これは大間違ひである左に記せるは齶齒の豫防法と題して山浦房次郎氏が好生館醫事研究會雜誌第十七卷第五、六號紙上にて述べられたるものである、極めて有益なる注意である故、こゝに摘載する。

防齶齒の豫

齶齒の豫防法は、嬰兒期よりこれを始めざるべからず。齒牙組織の不完全の素因あるもの又は營養良ならざるものは、磷酸石灰又は石灰水を與ふるものあり、小兒生産後は、常に口内を清潔に保ち、已に數齒を生じたるときは、一日二、三回布片にて拭淨すべし、齒列全備するときは、齒刷楊子を用ふべし、稍々年長の小兒にありては、乳齒を適當に使用し、常食を咀嚼すべし。

齒の健康検査は、一箇年二、三回これを行ふべし。日々早朝及び就眠前、齒刷牙齒磨粉又は石鹼にて齒牙を刷清し、同時に舌上の清浄法を怠るべからず、齒牙刷淨は前面のみならず、咀嚼面及び後面に及ぶべし、又各齒の間隙を刷淨するは最大の要件なり。これには刷子を鉛直の方向に運動せしむべし。即ち下齒は上方に、上齒は下方に運用す、又甘味品間食の採取に注意し、食後は齒牙を刷淨すべし。齒刷子及び齒磨粉につきて注意すべき點は、左の如し、齒刷子の毛は硬きに過ぐべからず、使用後は善く洗淨し、水を拭ひ、刷毛に含める水を滴下し、空氣流通よき所を選びて置くべし。小楊子は、木製品佳なり、牛骨類金屬類はよろしからず。齒磨粉は、左の性質を備ふるを要す。

一、齒牙及び衛生上有害の物質を含有せざることを。

二、中性又は弱アルカリ性にして、發酵或は腐敗を防止する性分を含むこと。

三、不快の臭味なくして、愉快の香味を有すること。

齒磨粉の最良原料は、沈降性炭酸加爾叟謨及び沈降性炭酸麻屈涅叟謨なり。

前記の豫防法を勵行するも、齲齒を發生するときは、専門醫の治療を受け、充填せ

ざるべからず。云々

尙は参考のために、獨逸國に於ける、齒科治療のこと、を述べる。

彼の國にては近來小學兒童に齒の惡きもの年々増加し、小學生徒にして齲齒を有せざるもの殆んどなき有様となり、國防上より論ずるも體育上より論ずるも大に患ふべきとなりとて、フランクフルト市にては本年の始めに特に小學校貧兒の齒治療協會を設け、同市小學校の貧兒にして齒の治療費を支辨し兼ねるものに治療するを目的とす、之れがため要する費用少からず、依て有志の寄附金を募集したるに其結果極めて良好なりと。

伯林市に於ては齒科治療につきて左の如き設備がある、尙は近時は一層この種の注意は周到になりつゝあることを信するのである。

大伯林市にあつては、近來學童の齒科治療の必要なるを認め、己に第六學童齒科治療所の設けあるに係らず、近來更に第七公立學童齒科治療所を開所した、當局者の考に依れば、學童二萬人に付少くも一箇所の治療所を要する、左すれば伯林市丈けにても、十二の齒科治療所を設備するの必要があるとの事である。

(三)寄生蟲豫防法

- 一、寄生蟲卵は、蔬菜、水及魚貝等に生存するを以て、蔬菜、魚肉及貝類は可成生食せしめないがよい。
- 二、寄生蟲病者の糞便は消毒するがよい。
- 三、井戸側及糞壺は、不滲透性の物を用ひ、完全に造り置くことが必要である。
- 四、飲料水及食品又は食器に用ふる水は、必ず煮沸したるものを用ふべきである。
- 五、使用水は煮沸せしもの、又は炭及砂を以て濾過したるものを用ふべきである。
- 六、住地は乾燥せしむるがよい、井戸は三箇月毎に浚ふやうに注意するがよい。
- 七、食前必ず清淨なる水を以て手指を洗ふがよい。
- 八、溝渠、及池沼等の水は飲用せぬやうにせよ、且池沼等にて游泳せぬやう注意せねばならぬ。
- 九、生徒は毎年一回以上糞便の検査を受くるやう注意する必要がある。
- 十、修學旅行中は特に飲用水を吟味せねばならぬ。

(四)皮膚病の豫防 皮膚の衛生につきて、教師は常に注意して清潔を保たしむる

とを主とすべきである。即ち皮膚は、常に水分を蒸發し、皮脂を分泌するを以て、組織の老廢物と外物より附着する塵埃のために、屢々汚染し易いのである。殊に兒童は種々の嬉遊をなして、發汗も多く又塵埃を浴びることも多い、故に學校には石鹼を備へ置きて、務めて手顔等を洗はしむるやうに注意するがよい、家庭にも注意して溫浴をとらしめ、且つ襯衣の洗濯、毛髮爪甲等の如き汚物細菌の附着し、易き部分は、適宜清淨にし尙剪除するやうにしたい。

次は平素皮膚の鍛鍊をなさしむるのである、適宜の運動をなさしめ、或は冷水摩擦、冷水浴等の如き攝生方法を指導するがよい、特に皮膚の衛生としては常に身體に過熱を生せしむること、及び其體溫の昇りたる後に急激の冷氣に觸れしめないやうの注意をする、又濕潤なる地に坐し、帽を冠らずして寒風に曝露するが如きは注意して戒むべきである。

寒風の吹き荒むとき、若くは微雨の時に於ける體操時の如きは、體操に先だちて、生徒中感冒に罹り居るもの、若くは平素虛弱のものは除くがよい。體操に於て發汗したるまゝ、寒風の中に長く佇立せしめざるやう、並に雨の爲に濡ひたる衣服は

手及指の保護

出來得る限り速に之を更ふるやうに注意すべきである。

次に手指に關する注意を述べる、身體中汗及皮脂及其他の分泌又は外部の不潔物に最も接觸するものは、手及び指である。されば手及び指は常に清潔にし、爪を剪みて垢を溜めないやう平素より注意する必要がある。彼のトラホームの如きは、手指の關係よりして傳染するが多いのである。ベルギーに於て學者の研究せしところによると、手の一寸平方面に附着する微菌の數は、約二十四萬個である故、握手の禮は危険である云々、この故に若し救急處置上、創口に觸るゝ場合の如きは、先づ第一に手及び指の清潔若くは消毒を行ふとを忘れてはならぬ、小學校に於ては兒童特に幼年兒童の如きに對しては、先づ手及び指を清潔にすることの習慣を與ふるがよい、田舎の小學校兒童の如き随分不潔の手にて、それにて握り飯を食するもあれば、他兒童と手をとる合ひて嬉戯してゐる。よく考ふると危険の至りである。

凍傷の豫防及治療法 につきて述べる、左に記せるは、大正二年十二月二日時事新報紙上にて小兒外科ドクトル中村富治氏が述べられたるものである、凍傷豫防

凍傷の豫防及治療法

上大に參考とするに足るものと思ふ。

保護する方法 寒い風が吹いて來たので、小兒は凍傷に難儀するものが多くなつた、最初は赤く腫て非常に痒味があつて、夜分床に入つて温まると一層痒くなつて堪らないのみならず、それが愈強烈になると皮膚が崩れて傷が出來愈々全瘡が遠くなるから、滿一歳位から小學校に通ふ兒童位迄は、注意して凍傷の出來ぬうちに豫防法を講ずる事が必要である、即ち外氣に直接觸れ易い手とか足とか或は耳朶などは適當な保護を加へなければならぬ、一體手や足などに水分があつて、其處へ寒冷の空氣が觸れたら直きに凍傷になる、故に入浴でもするとか手足を水でぬらした場合には充分水分を拭きとり、尙其上へ亞鉛華澱粉をつけて摩擦するのは即ち保護法としての一つである、小兒などには之れを試みて見給へ確に効驗がある。

耳袋の用意 併し耳は亞鉛華澱粉をつけるよりも、外出するときには必ず耳袋をかけ、以て寒氣を避けるやうにしなればならぬ、耳は御承知の通り生理的冷たい部分になつて居る、夫れ故烏渡熱い物に指先が觸れたら、突然耳へ其指を觸れ

る、之れは耳朶は冷たい處であるからだ、此耳袋は室内に居る時は、かけておく必要はない寧ろ之をかけて置いては抵抗力を弱くして凍傷にかゝり易くなるかも知れぬ、幼稚園へ通ふ小兒や小學校へ通ふ兒童は、朝早く家を出るとき必ず此耳袋をかけさせるやうにしたい、東京邊の氣候より寒い國では尙更の事である。治療の方法 豫防法が完全に行届かないで、若し凍傷にかゝつた場合には何うして宜いかと云ふに、初期即ち赤く腫れて痒味のある時の容體ならば、カンフル丁幾をつけると宜いのだ、左もなくば沃土丁幾もよいが、小兒にはカンフル丁幾の方が寧ろ効力が多い、扱又一層夫れが進んで崩れて皮膚が破れるやうな場合にはカンフル丁幾を附けては宜しくない、爾ういふときは亞鉛華軟膏とか硼酸軟膏をつけて其上を繃帶し、大切に保護する事が必要である、夫から亞鉛華澱粉やカンフル丁幾や亞鉛華軟膏や硼酸軟膏は孰れも素人に賣る藥故、藥種店にたづねれば手軽く求むる事が出来る。

第三節 學校傳染病の種類及豫防消毒

學校の如き多人數の常に集合する場所に於て殊に恐るべきものは傳染病である、傳染病の種類は甚だ多くて之が豫防消毒の方法は又複雑である。特に相當の心得と知識とを有つて居らねばならぬ。もし傳染病に罹れるものあるときは、其感染急速にして病毒の蔓延甚しく眞に寒心すべき結果を來すのである。されば學校にてはこれが豫防及消毒方法に出來得るだけの注意と努力とをも致さねばならぬ。

赤痢、虎列刺、腸窒扶斯、痘瘡、假痘、實扶埤、利亞、猩紅熱、發疹、窒扶斯、ベスト等の傳染病に罹りたる職員生徒は昇校を禁じ、治療の後とても、全身浴を行ひ衣服を改め、醫師に於て傳染の虞なきを證明するにあらずば、昇校を許してはならぬ。職員生徒の家族、又は同居中にかゝる傳染病の發生したる場合、又は學校内に傳染病の發生したる場合に於て其患者屍體、又は病毒に汚染し、若くは汚染の疑ある物件に接觸したる時は、醫師の指揮を受け、醫師に於て適當の處置をなし、傳染の虞なきものと認めたる後にあらずば昇校を許さないやうにすべきである。又職員生徒にして、百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、肺結核、癩病、傳染性皮膚病、傳染性眼

炎に罹りたるときは、その病狀の如何によりて醫師が適當の處置を施し、傳染の虞なきを證明したる上にあらずば昇校を許してはならぬ。教員は若し學校内に於て上記傳染病者、若くは其疑ある者を發見したるときは、速に之を學校長に申告すべく學校長は直に適當の處置をとらねばならぬ。これらの傳染病にして學校内、學校所在地、及近傍、若くは生徒通學區域に於て發生したる時は、其病氣の狀況により、必要と認むるときは、全校若くは一部を閉鎖すべく、學校所在地若くは其近傍に於て傳染病の發生したるときは、充分の清潔方法を施行すべく、其病況により必要と認むるときは、其局部より通學する兒童の昇校を停止する方便をもとらねばならぬ。もし校舎内に於て赤痢、虎列刺、腸室扶斯の發生したるときは、校舎内に於て使用する飲料水は、すべて煮沸したるものを用ふべきである。又傳染病の發生したる學校にては、一切の物に消毒を行ふべく、傳染病の爲に閉鎖したる學校若くは舎室は再び之を使用するに先ち清潔法を施行すべきである。

左に明治三十一年九月文部省令第二十號にて公布せられたる學校傳染病豫防及消毒方法を掲ぐる。

昇校停止

豫防方法

學校傳染病豫防及消毒方法 (明治三十一年九月文部省令第二十號)

學校傳染病豫防及消毒方法を定むること左の如し。

學校傳染病豫防及消毒方法

其一 豫防方法

第一條 學校に於て特に豫防すべき傳染病の種類左の如し

第一類

甲、痘瘡及假痘、實布埤利亞、猩紅熱、發疹室扶斯、ペスト

乙、百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、肺結核、癩病

第二類

赤痢、虎列刺、腸室扶斯、パラチプス (明治四十五年一月文部省令第一號追加)

第三類

傳染性皮膚病、傳染性眼炎

第二條 第一條第一類甲又は第二類の傳染病に罹りたる職員生徒等は昇校すること得ず。

前項の職員生徒等其傳染病治癒したる後昇校せんとするときは、先づ全身浴を行ひて、衣服を更め、且つ醫師に於て、傳染の虞なきことを證明することを要す。

第三條 第一條第一類乙又は第三類の傳染病に罹りたる職員生徒等は、其病況に依り醫師に於て適當の處置を施し、傳染の虞なきことを證明したるものにあらざれば、昇校することを得ず。

第四條 職員生徒等にして、家族又は同居人中に、第一條第一類甲又は第二類の傳染病に罹りたる者あるとき、又は、學校内に、傳染病發生したる場合に於て、其患者、屍體、又は病毒に汚染し若くは汚染の疑ある物件に接觸したるときは、醫師に於て適當の處置を施し、傳染の虞なきことを證明したる後にあらざれば、昇校することを得ず。

第五條 教員舎監等、學校内に於て、第一條の傳染病患者、若くは、其疑ある者を發見したるときは直に之を當該學校長に申告すべし。學校長は醫師に診斷せしめ、相當の處置をなすべし。

第六條 學校内、學校所在地、及其近傍、若くは生徒通學區域内に於て、第一條の傳染病發生したるときは其病況に依り、必要と認むるときは、全校若くは一部を閉鎖すべし。

第七條 學校所在地、若くは其近傍に於て、第一條第一類甲又は第二類の傳染病發生したるときは明治三十年文部省訓令第一號に従ひ充分の清潔方法を施行すべし。

但、第一條第二類の傳染病發生したるときは校舎内に於て使用する飲料水は煮沸したるものを用ふべし。

第八條 生徒通學區域内に於て、第一條第一類甲又は第二類の傳染病發生し、其病況に依り、必要と認むるときは、其局部より通學する生徒の昇校を停止することを得、此場合に於ては、當該學校長より二十四時間以内に其旨を管理者に届出づべし。

第九條 傳染病の爲に、閉鎖したる學校、若くは其舎室は、再び、之を使用するに先ち、明治三十年文部省訓令第一號定期清潔法の各項を施行すべし。

第二 消毒方法

第十條 學校に於て、第一條第一類又は第二類の傳染病發生したるときは、其屍體、排泄物又は病毒に汚染し、若くは、汚染の疑ある物件に對し、左の區別に依り、消毒方法を施行すべし。但、第一條第三類の傳染病發生し、其病況に依り必要と認むるときは、適宜本條の消毒方法を應用すべし。

一、第一條第一類及第二類の傳染病患者の屍體、第一類の傳染病患者の用ひたる唾壺、第二類の傳染病患者の上りたる圓房、其他障壁牀、疊、建具、寢臺、器具等は石炭酸水を以て消毒すべし。

二、第一條第二類の傳染病患者の吐瀉物、其他の排泄物は、生石灰を以て消毒し強亞爾加里性反應を呈するに至るべし。

三、食器、被服、寢具等は煮沸又は蒸氣消毒に附すべし。

四、消毒困難にして、廉價なるものは、之を焼却すべし。

五、前各號の消毒に適せざる者は、フオルムアルデヒドに依り消毒するか又は刷掃して、數日間日光に曝すべし。

第十一條 消毒に供する藥劑、竝其應用は左の如し。

一、石炭酸水(二十倍) 結晶石炭酸五分、鹽酸一分、水九十

本品は、屍體、吐瀉物、其他排泄物、器具、居室、手足等の消毒に用ふ。又衣類等を消毒するには、鹽酸を加へざるものを用ふべし。

二、生石灰末 生石灰に少量の水を灌ぎ崩壊せしめたるもの、但用に臨みて之を製すべし

本品を以て、吐瀉物、其他の排泄物を消毒するに、其分量の、五十分の一を用ふべし。又溝渠、芥溜牀下等を消毒するに用ふ。

石灰乳(十倍) 生石灰一分に水九分を攪拌混和したるもの

本品の應用は、生石灰末に、同じく、吐瀉物、排泄物、等には、其分量の四分の一を用ふ。

三、格魯兒石灰水(二十倍) 格魯兒石灰五分に水九十

格魯兒石灰水の應用竝に用量は、石灰乳に同じ、但、用に臨みて製すべし。

四、「フオルムアルデヒド」

「フオルムアルデヒド」に依り消毒するには、消毒函又は室内の容積百立方

尺に付、日本薬局方「フォルマリン」四十瓦以上を噴霧するか、又は適當の裝置に依り「フォルムアルデヒド」瓦斯十五瓦以上を發生せしめ。同時に約百瓦以上の水を蒸發せしむるの比例を以て處置したる後、七時半以上密閉し置くべし。但、消毒函又は室は使用前約十二時間寒冷に保持することを要す。若し室に罅隙あるときは昇汞液中に浸漬せる綿を以て之を栓塞すべし。

附 則(略)

以上は省令の指示するところであるが、實際に於て小學校は勿論中等學校に於てもこの心得を等閑に附して居る。ベストだとか、赤痢虎列刺などには、多少驚怖して豫防、消毒を口にするもの、流行性感冒、傳染性皮膚病及眼炎等に對しては、冷然として豫防も治療も閑却せる向が少からずある。各受持教師及學校長は、傳染病流行時の如きは、常に注意して、省令の實行を計るべく、平素は兒童生徒の健康状態に注目して、傳染的疾患の襲來を受けぬやう豫防警戒を怠つてはならぬ。

吾人は醫者でない故、症狀をば詳しく記すことは出來ない、極めて梗概を叙する

まで、ある、凡そ病氣に罹りて居る兒童は、平素の舉動と異るところがある故、少しく注意すれば直ちに病氣といふことが分る、顔の色でも分る、殊に顔貌に力なく、皺を生ずることなどもある、他は特に病氣が或る徴候となつて表はれるのである、教師にして、用意周到の人ならば、大概、兒童生徒の病氣の潜伏せるものなどを早く見出すことができる、不注意の教師は、すでに病狀の現然たるものを氣付かずに、通常兒と同様に扱ひなどする、家庭に於ける親の不注意も同様である、兎に角、世間に傳染病の流行する時期には、學校教師たるものは、我が受持兒童につきて、精細に觀察をなすべきである、今左に傳染病症狀の概要を記す。

第一類の甲に屬する痘瘡及び假痘、猩紅熱、發疹、室扶斯の三病は、熱が烈しく出でて、それに特殊の發疹を生ずる、傳染の勢は中々盛んである。實布埜利亞は咽喉が腫れ痛みが甚しく、又發熱もする、彼の最も怖るべきベストは發熱甚だしく、鼠蹊腋下及頸圍等に腺腫を發するものである、第一類の乙に屬する癩疹、及風疹、水痘の三病は熱ありて特異の發疹を生じ、傳染の勢は前三病より緩である、百日咳は痙攣性の咳嗽を連發するので分る、流行性耳下腺炎は熱候ありて、顔面の扁側、又は兩側の

耳下腫脹する、肺結核は強ち初めより咳嗽、咯血等を來さず、久しく營養不良貧血等の微ありて、後に咳も出で、咯痰もする、發熱盜汗等ありて、漸次身體が瘦せる、癩病は皮膚に特殊の斑紋、若くは結節を生ずるが、この病氣には熱候を見ない。

第二類に屬する赤痢は便通頻りにして、毎回少許の便を漏らし、後には赤便を泄らす、腸窒、扶斯は下痢甚だしくない、熱は相當に高い、コレラは卒然と暴吐瀉を來し、腹痛すること少く、忽ちに生力沈衰する、傳染力は赤痢が一番で、コレラ病が其次位である。

第三類に屬する傳染性皮膚病には疥癬、禿髮病等がある、これらは其症候よく判明する、傳染性眼炎は、トラホーム及膿漏性結膜炎である、この種の病症も注意すれば分るものである。症狀はこゝに記すことを省く。

要するに教師は傳染病等流行期には、特に兒童の身體狀況に注意すること、並びに、平素この種智識の蘊蓄に務むべきである。

以下、二三種の傳染病に關して、豫防法を記すこととする。

1. 痘防疫

(1) 痘防疫

學校に於ける「痘防疫」として兒童研究紙上に掲載せられたるものを左に掲ぐ、

此問題を解決するには傳染さする者を少くするか、又は傳染するも此疾患に罹らざる様に生徒の體を爲し置くかの二つに在り。傳染さする者を少くするには、すべての菌携帯者を發見して之を隔離せしむるに在り。生徒の體を此疾病に罹らざる様爲すには豫防的に治療血清を注射するに在り。菌携帯者を發見するには、一定の時日を隔て、時々兒童及び其周圍の人を檢查すること必要なり。これには白金耳を以て扁桃腺より分泌液を取り、之を直に培養器に塗布するを可とす。かくて檢せる結果は一般に想像せらるゝよりも、菌携帯者の數は甚だ多數に上るを示せり。

菌携帯者は平均二個月は隔離せしめざるべからず。

(2) 兒童結核の豫防

學校兒童の結核豫防法と題して、兒童研究紙上に掲載せられたるものを左に掲

ぐる。

開放性の結核病に罹れる児童は、總て之を學校に通學せしめざることを俟たず。結核傳染の疑ある児童には絶えず醫療を怠るべからず。校醫は児童の身體を檢查すると共に、教師に向ては確實なる説明を與へ、児童の兩親には助言を爲すことを怠るべからず。而して教師は、校醫が薄弱と認めたる児童をば、絶えず觀察し、變狀あらば悉く之れを校醫に報告すべし。齒牙の養生亦た怠るべからず。教師にして開放性結核症に罹れる者は登校せしむべからず。其經濟的位置及び治療は國家又は市町村の施すべきものたり。師範學校にては、嚴重に身體検査を施して、結核の疑ある者は可成的教師と爲らしめざるを可とす。而して學校児童の結核症に對する一般方略として左の二項を行ふを要す。

一、學校建築物及び學校經營に關する設備及び方針は、輒近衛生學の、あらゆる要求を具備せざるべからず。

二、結核症に關する説明は兩親及び學校児童のみならず、一般國民に向ても其傳播法、及び豫防法に就きて注意すべし。之れが目的に雜誌に掲載し又は印刷

物を頒布すべし又は幻燈を用ひて通俗講演を行ふ。特に有效なるは結核に關する巡迴講演なりとす。兩親に説明するには學校醫又は教師が父兄講話會を催して之を行ふを可とす。教師には學校醫又は師範學校に於て之を行ふべし。生徒には結核に關する教案を殊に師範學校に於て設け、衛生教育を行ふべし。

『參照』

肺結核豫防ニ關スル件(明治三十七年二月四日)

第一條 學校、病院、製造所、船舶發着待合所、劇場、寄席、旅店、其ノ他地方長官ノ指示スル場所ニハ適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ

警察官署ハ前項配置ノ唾壺不適當ナルカ若ハ其ノ箇數充分ナラスト認ムルトキハ期間ヲ定メテ唾壺ノ變更ヲ命シ若ハ箇數ヲ指定シテ之ヲ増置セシムルコトヲ得前項ノ唾壺ニハ唾痰ノ乾燥飛散ヲ防グ爲少量ノ消毒藥液又ハ水ヲ入レ置キ唾壺内ノ唾痰ハ第六條ノ方法ニ依リ消毒スルニアラサレハ投棄スヘカラス

第二條 前條ノ場所ニ於テハ何人ト雖モ唾壺以外ニ唾痰ヲ略出スルコトヲ得ス

第三條 地方長官ノ指定シタル噴泉場、海水浴場、轉地療養所ニ於ケル旅店ハ左ニ掲グル事項ヲ遵守スヘシ

- 一、營業用ニ供スル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコト
 - 二、前號ノ白布又貸浴衣ハ使用者ヲ更ムル毎ニ洗濯スルコト
 - 三、肺結核患者若ハ其ノ疑アル患者ナルコトヲ知リタルトキハ其ノ患者ノ居室ハ消毒スルニアラサレハ他人ヲ宿泊セシメサルコト
 - 四、前號ニ掲グル患者ノ使用シタル物品ハ消毒スルニアラサレハ他人ニ使用セシメサルコト
- 第四條 病院ハ左ニ掲グル事項ヲ遵守スヘシ
- 一、肺結核患者ト他人ノ患者トヲ同室ニ收容セサルコト
 - 二、肺結核患者ヲ入レタル病室ニハ消毒スルニアラサレハ他ノ患者ヲ收容セサルコト
 - 三、結核病毒ニ汚染シ若ハ染毒ノ疑アル物品ハ使用者ヲ更ムル毎ニ消毒スルコト
 - 第五條 監獄、官公立ノ學校、病院、養育院、製造所、官設及私設ノ鐵道停車場、同客車ニ於テハ其ノ首長ハ本令ノ規定ニ準シ相當ノ措置ヲ爲スヘシ
 - 第六條 消毒方法ハ明治三十年五月內務省令第十三號ニ依ルヘシ但シ唾痰ヲ消毒スルニハ石炭酸水(二十倍)(結晶石炭酸五分、鹽酸一分、水九十四分)ヲ使用スヘシ
 - 第七條 第一條第一項ニ違背シテ唾壺ヲ配置セサル者警察官署ノ指定シタル期間ニ其ノ命令ヲ履行セサル者、同條第三項及第三條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 第二條ニ違背シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第九條 第四條ニ違背シタル者ハ二十五錢以下ノ罰金ニ處ス

附則

- 第十條 第七條第九條ノ罰金ハ使用人其ノ他ノ從業者ノ所爲ト雖モ之ヲ其ノ首長又ハ營業者ニ科ス
- 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス
- 法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス
- 第十一條 本令ノ規定ハ廳府縣令ヲ以テ肺結核豫防ニ關スル規定ヲ設クルコト妨ケス
- 第十二條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ
- 第十三條 本令ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行ス

左に記せるは、千九百十二年九月二十三日より同月二十八日迄、北米華聖頓府に於て開催せられたる萬國衛生及民勢學會に於て、アーサー、チー、カポー氏の演說せられたるもの「學校、兒童に於ける結核の療法」として參考とすべきものである。

結核の豫防と監督は學校時代に於ける兒童にて既にこれに惱めるもの及び健康なるものに對して最も重要な事項にして、後來彼等の教育と發展に大切な

結核の療法

る關係を有するものなり。

兒童の貧血にして營養不良なるものは後來多く結核患者となるを以て、これを他の健康なるものより分ち通氣の十分なる教室又は戶外に於て短時間の教育をなし、且つ十分の營養を採らしむる方法は、從來多く用ひられ其成績も佳良にして、健康を増進せるのみならず、作業能力を増加せり。故に此教授法を擴張し健康なる兒童にも適用せられんこと希望に堪へず。

結核患者なること明なる兒童は他のものより隔離し、常に醫師の監督をなさしめ其健康の恢復を計るべく、學問は第二とするを要す。此爲め二個の建案あり、即ち病院と病院學校に收容するにあり。而して病院に收容するは最も確實なる方法なれども兩親の意に反すること尠なからず。病院學校にては病院に收容するよりは隔離の目的には適せざれども看護婦が兒童と共に歸宅し其父母に必要な豫防方法及び注意をなし得るの利あり、從て衛生的教授を父母に迄及ばすを得。

(3) 虎列刺病處務法

コレラ病
處務法

左に記せるは前橋中學校に於ける校、内、虎、病、處、務、法である、教育時論より轉載する。

校内虎列刺疑似患者發生心得(大正元年十月十二日)

第一條 教室内發病(吐瀉下痢)の場合には教員は左の通り處置する事

- 一、患者。其儘動かざるやう注意し之に手を觸るべからず
- 一、生徒一同。其儘着席せしめ退室及談話を嚴禁すべし
- 三、患者の前後左右。二名乃至四名は教壇の奥側に避けしむべし
- 四、級長(發病のときは代員)。(イ)一名には校長室等に到り室外より報告し且消毒を受け直に歸り來らしむるべし(ロ)他的一名には室外の交通遮斷を執行せしむべし
- 五、吐瀉物。一、二名の生徒に命し患者に吐瀉用器(屑箱)等を供すべし
- 六、便用。其の必要を認めたる生徒は室前に出して臨機の方法(唾壺に尿放等)に依らしむべし
- 七、教員自身の位置。始終教壇を離るべからず

八、教員自身發病の場合。(イ)一名の級長には校長室等に到り室外より報告し且消毒を受け直に歸り來らしむべし(ロ)他の一名の級長には教壇其他適當の位置に在て自分の代理として前記數項の任務を執らしむべし
備考 本處務心得は豫め級長一同に訓示するものとす

第二條 教室外發病の場合には發見者は左の通り處置する事

- 一、患者。其儘動かざる様注意し且之に手を觸るべからず
- 二、近傍の兩三名。靜に招き寄すべし
- 三、其内の一名。校長室等に到り室外より報告し且消毒を受け直に歸り來らしむべし
- 四、衆人の來集。嚴に制止すべし
- 五、發見者等の位置。終始現場を離るべからず

第三條 發病の報告を受けたる場合には校長又は其他の職員は左の通り處置する事

- 一、報告者。消毒したる上直に現場に歸らしむべし

二、校長其他約三名。左の物品を携帯し現場(教室內發病のときは室外)に到り實況を聽取るべし

- (イ)消毒品。吐瀉物等には石灰、同室者等には石炭酸等撤布(ロ)患者用品毛布、蒲團枕等(ハ)交通遮斷用品繩、釘、竹等

三、來校請求先。(イ)鈴木校醫(電話一六三)(ロ)警察部衛生課(電話二一〇)

第四條 校醫等來校迄の間に左の通り處置する事

- 一、發病現場への連絡。其近傍に立番者を設くべし
 - 二、校員一同。寄宿舎生共退出を嚴禁すべし
 - 三、消毒。患者本人出入の場所及各便所に施行すべし
 - 四、外來者の應接。校長特許の外は堅く謝絶すべし
 - 五、發病報告先。(イ)前橋警察署(電話二一二)但患者同組生又は同室者等の氏名住所書類取りに來られ度旨申添ふべし(ロ)學務課(電話四三二)
 - 六、健康診斷。校員全體に施行するものと見做して相當の準備を立案すべし
- 第五條 寄宿舎内の發病の場合に處する心得方は別に之を定むる事

第六條 單に氣分惡き旨申出でたる生徒は一旦之を隔離室に收容し更に臨機の處置を爲す事

第七條 緩急に應じ左の通り特別施設を爲す事

- 一、隔離室。第四教室前の二室を充用し寢臺を置き、カーテンを備付くべし
- 二、第四教室。必要に應じ之を空室とし講堂及特別教室を代用すべし
- 三、教室機の配置。普通教室に於ては机間の距離特別教室に於ては机の面積を可成廣くすべし
- 四、専用器具。消毒用具、擔架、バケツ等を用意すべし
- 五、消毒品。石炭酸、石灰、クレシソール、ホルマリン等を用意すべし

第四節 救急療法

救急療法
研究の必
要

學校に於て不慮の疾病を醸し、不測の傷害を受けたる兒童生徒に對して、應急の手當を施し、學校醫の診察を受くる時、手後れとならざるやう注意する必要がある。これ教育者として、救急治療法を心得置くべき所以である。由來、教育者は、教

授法、訓練法等に置ては、本氣になつて研究をするが、この學校衛生中、ても特に、急の病症に對する應急手當の心得の如きは、殆んど無用のこととして排斥して、顧みざるの弊に陥つてゐる。試みに問はん、一學校の中にこの種心得のある教師幾人ありや、吾人は實にこの點につきて心細い感じがする、多くの兒童生徒は、學校衛生の眞意をも了解せざる教育者、更に應急手當の一半だも知らざる教育者の膝下にありて、勉學してゐる。而も一朝不時の疾病に襲はるゝものあらんか、徒らに周章狼狽するのみにては何の効果もない。之を思へば教育者たるものは、せめては、醫師の來診するまでも、應急手當の心得があつて欲しい、師範學校上級生に對しては、特にこの種の智識と心得とを教示する必要がある。吾人はどこまでも兒童生徒のため、將た教師自身のために、救急療法の研究を希望する。

次に救急療法につきて其一端を掲ぐることにする、委曲は醫家につきて實地研修して置くがよい。

一、衄血(鼻血)

兒童雙方より打合ひたるとき、劇しき運動をなしたる時、鼻梁を打たれたる時、又

は逆上したる時に於て、鼻腔中より出血するものあり。其の際には兒童の兩臂を高く舉げしめ、頭首を直立の位置になさしめ、吸息を深長にし、緊迫せる衣服を緩やかにし、前額及顛額を冷水にて冷すべし。斯くする時は通常出血は止まるものなり。尙、止血せざる時は少許の醋を加へたる冷水を、鼻腔中に注射し、尙止まざる時は、卒倒を起し、危険に立ち至るものなれば、早く醫師の手に托すべきなり。

二、創傷

創面により種々の別あり、打撲、切創、刺傷、裂傷、挫傷、咬傷、骨傷等なり。

(甲)打撲——の場合には、局部を安靜にし、冷水に浸せる布片を以て創所を冷すべし。

輕症なれば是れにて治す、強激の打撲を受けたるときは、深底に危険なる損傷の存すること多ければ、輕々に看過すべからず。

血腫(こぶ)

兒童雙方より打合ひたる時、或は木石に突き當り、又は打たれたる時などに、其

の場所即ち額等に血腫を生ず。此の際には速に清らかなる冷水中に手巾を浸して、局部を冷すべし。夏季冷水のなきときは、水に少許の醋を混入すれば可なり、然る時は、血腫生せずして止むことあり。

血腫既に生せしときは、血腫を揉み抑へつつ冷すべきなり。よく冷却したる後は、其の局部を改め、若し創跡あるときは、疥瘡膏を貼布すべし、尙、創跡の中に小石細毛等の附著混入するものありと認むるときは、消毒せし、びんせつと一又は毛抜にて其の混入物を去り、防腐繻帶を施すべきなり。

(乙)イ)切創——とは、銳利なる器物を以て打撃したるに際し生ずる創傷にして、創縁、銳なるものをいふ。

(ロ)刺創——とは、尖りたる器物にて刺されたる時、生ずる創にして、大抵狭、且つ深なる創なり。

(ハ)裂傷——とは、鈍體の爲めに斷離せられたるものによりて生ず。

(ニ)挫傷——は、裂傷と同じく鈍體のため打撃せられたるか、或は撲ち挫き又は、破りたる傷をいふ。

此等の創傷は、大抵多少の出血を伴ひ來るものにして、特に大なる血管を損傷せる場合には、即時に生命の危険を惹起する恐あり、故に創傷の際には第一に出血を防ぐこと唯一の應急法なり、若し創傷より出血大ならざるも、これが治療を忽諸に附するときは屢、有毒なる細菌の侵す所となり。恐るべき創傷症を誘起することあり。創傷極めて小に出血また甚しからざるときは創部を清潔にし、疥瘡膏を貼布し、消毒せる布片を以て繃帶すべし、但、額面に受けたる創傷及び出血の大なる創傷は應急の手当をしたる後、醫療を受くべきなり。

〔丙〕咬傷——是は毒蛇其の他の昆蟲、狂犬等に咬まれたる時に生ずるものなり、元來齒牙は、甚、不潔のものなる故に、無数の細菌是が附近に棲息するものなれば、咬傷は恐るべき合併症を來すことあり。

咬傷を受けたる時は、其の場所より上部を緊縛し、毒素の蔓延を防ぎ置き、口を創傷に接し、毒液を吸出し、其の創部を繃帶すべし、但、救急者の口内に傷あるときは、なすべからず、又口にて毒液を吸出するときは、必ず唾を吐き水にて嗽くべし、此に恐るべきは、狂犬、鼠に咬まれたる時にして、此の際には創部を温湯中に浸すか、

咬傷

さもなければ吸出して直に適當なる醫療を受くべきなり。

〔丁〕骨傷——何傷を問はず、骨を損じたるものをいふ、臂、脚の如き長き部の骨折は平常曲ぐべからざる所を曲げ又は其の上下を握りて微に動せば軋音を聞き、刺痛を覺ゆ、かく骨折を兼ねたるものは、骨折の上面、創傷なき部に薄板、樹皮等を副へ、固く其の上下の端を縛して其の上繃帶すべし、是れ骨折を再びせざる爲なり、脱臼の際には、患部を安保すべし、其の何れを問はず直に醫師の手術を受くべし。

骨傷

止血法

〔止血法〕
創傷を被れる際には、創面より必、多少の出血を見るものにして、軽度のものにありては、自ら止血するを常とすれども、大なる出血に方りては、既に述べし如く、甚しき危険をなすものにして時に或は瞬時に生命を失ふことあり、これ血を止むるの必要なる所以なり。出血に二あり、創の全面より平齊に出血し、其の量多からず其の暗紅色にして迸出せざるものを靜脈出血と名づけ、創面より鮮紅色の血、迸出し其の量多きものを動脈出血と名づく、應急の手当としては、創所を検し、流血甚しきを見れば即時指頭を以て出血所を強壓するか、或は手巾を創所に當

て、上を手にて押し、同時に出血部を提擧するをよしとす。今、必要なる局所二三につき其の壓すべき要點を示せば左の如し。

但、創に觸る、手指、手巾の類、すべて消毒したるものを用ふべし。

(イ)指の出血には其指根の兩側に、拇指と食指とを當て強く撮むべし。

(ロ)臂の出血には上膊内側の淺溝中、搏動ある所に食指、中指及、拇指を當て指頭に強く壓すべし。

(ハ)上膊の上部或は窩腋の出血には、頸下鎖骨の上窩に拇指を當て、深く内下方に壓すべし。

(ニ)脚の出血には、鼠蹊の中央下に兩拇指を當て傷壓すべし。

上法にて久しく壓するときは、手指疲れ、又は醫療に趣くに便ならざれば、栗大の小石を布に包みて、其の上を手拭其の他のものにて緩やかに巻き、末端を結び、是れに木竹を挟み回轉して止血するに至り、挟みたるものの一端を止め置くべし。

三、日射病

夏季炎熱の日、郊外にあるときは、屢、日射病に罹ることあり。この症は、初め先づ

甚しき倦怠を覺え、次に眩暈を發し、胸内苦悶遂に人事不省に陥ることあり、是れを救はんには、先づ衣を脱せしめ、樹蔭又は室内に憩はしめて、頭を高く安臥せしめ、頭部及び胸部を冷水にて冷やし、或は全身を被ふに冷水に浸したる布を以てし、且つ冷水を飲ましめ、或は水灌腸を行ふべし。若し人事不省或は呼吸不利ならば、人工呼吸法を行ひ速に醫に托すべし。

四、卒倒

原因種々なれども、此の場合には、衣袴を外し、胸腹を緩めて安臥せしめ、手巾を冷水に浸し、軽く心臟部を叩き、又冷水を頭に注ぎ、醒覺するに及んで冷水を飲ましめ、顔面若し蒼白ならば頭を低からしめ、是に反し顔面紅を潮する時は、是れに高位を與へ、若し醒覺せざれば人工呼吸法を行ふべし。

五、腹痛

患者を溫暖にして靜臥せしめ、腹部に溫罌法を施し、温かき飲料を與ふべし、尙治せざるときは、芥子紙或は芥子泥を腹部に貼し、輕軟の被衾を被ふて殊に腹部を溫保し、温湯或は温乳汁を與ふべし、凡て腹痛甚しき時は、如何なる危險の疾病の

吐瀉

發生するやも圖られざれば速に醫に托すべし。

六、吐瀉

此の場合にも患者を溫暖に臥さしめ、粘滑飲料、例へば葛湯の如きものを飲ましむべし。

中毒

七、中毒

毒草、菌類、其の他の毒を飲食して、未だ久しからざる時は、吐かしむるをよしとす、其の法は、大量の微温湯若くは、生卵、鹽湯を飲ましめ、指頭、羽毛等にて咽喉を掻き吐を催さしむべし。若し吐かざるときは、多く温茶若くは、微温湯を飲ましめ、毒素を稀薄にすべし。

人工呼吸法

八、人工呼吸法

數種の法あるも、今、其の最も簡單なるものをあげんに、先づ假死者の衣帶を解き、腰部に枕、又は小蒲團を置き、仰臥せしめ、術者は、假死者に面して是れに跨り、左右の手を以て各側乳房部に當て胸を壓して、肺中の氣を排出せしむる様になし、次て、手を放ち壓を止め、以て外部より肺中に空氣を流入せしむ、かくして一分時に

溺死

約十五六回なるを度とし、自然の呼吸起るまでなすべし、此の法を行ふに當り、口を開き舌を引き出すこと必要なり。

九、溺死

溺死とは一種の窒息死にして、多量の水を誤飲するに因て起るに非ず、口内に入りたる水の終に氣管中に入る爲め、空氣の流入即ち酸素の流通を妨げらるるに由りて發する者を云ふなり。

水甚だ寒冷なるか或は水中に入りたる身體、其の前に於て甚だしく熱したる者に於ては急に冷却する爲め、又心臟痙攣或は腦痙攣に陥り死に至ることあり。游泳に引率したる際溺死人ありたるときは、先づ溺死者を俯臥せしめ、胃部を高くし以て口と鼻より侵入したる水を成るべく流出せしめ、然る後溺死者を廻轉して仰臥せしめ、二指を咽頭中に送入し以て口中及鼻中に在存する砂泥を除去し、續て衣服を脱却し、上半身を温包し、然る後、人工呼吸を施すべし。

斯くのごとき方法を以てすれば、溺死後已に一時間以上水中に在りたるものも、雖も救助し得ること少からず、既にして呼吸回復し患者蘇生するに至れば、温き

凍傷

興奮飲料を與ふべく、人工呼吸を施す中は皮膚を強く摩擦して血液の循環を善くすべし。

一〇、凍傷

凍傷とは寒氣に際し、身體萎縮倦弱し、或は熟醉の餘り市街に倒れ睡眠する者に見る所の症にして、殊に寒風吹きすさみ、降雪なきときに於て凍傷の危険最も大なり。

凍傷者は人事不省に陥り、身體冷却硬直し、皮膚蒼白となり、鼻爪指の如きは青紅色を呈す。

凡そ凍傷者は注意して冷室に運搬し、衣服を脱却し、雪塊或は冷き湿布を以て身體を強く摩擦するか或は冷水浴に入れしむべし。此の如くするも神識我に復らざるときは直に人工呼吸を施し、同時に他の介者をして身體を摩擦せしむべし。若し肢節屈曲すべく皮膚潮紅し、患者蘇生するに至れば、温き蘇生飲料を與へ、然る後一時暖室に移し、後に至りて褥に就かしむべし。

肢節青變冷却し、又知覺を失ひ水疱を發するときは、肢節を「フランネル」にて軽く

包み、之を高く安保して血行の鬱積を防ぐべし、然れども多くの場合に於ては終に肢節壞疽を免れざる者なり。

肢節黒色に變じたる者は切斷を行はざるべからず。

軽度の凍傷には温浴を命じ、十倍の樟腦軟膏を塗擦し、或は沃度ホルム「コロヂウム」を塗布すべし。

一一、火傷

火傷は火熱及び熱蒸氣、熱湯、烙熾體又は腐蝕藥に依りて發る者なり。火傷者の衣服に尙ほ火焰の附著する者に在ては水などを濯ぎて火焰を蒸發せしめんより、寧ろ火傷者を被衾の類にて被覆し地上に投仆して火焰の全く消滅するまで彼處此處に轉回せしむるに如かず、火焰全く消滅したる後に至りて熱したる衣服の上より多量の水を灌注し、而後其の衣服を注意して脱却し、皮膚に固く附着せる衣片は剪刀を以て切り放し、漸時褥に就かしむべし。

火傷を三度に區別す。

第一度の火傷には皮膚潮紅して疼痛あり、療法は鉛糖水の冷罨法或は油類卵黃

火傷

又は、コロヂウムを塗布すべし。

第二度には水疱を發す、療法は新しき剪刀にて水疱を切り破りて、其の内容を排泄し、破りたる皮膚は暫く其の儘に放置し、而して其の部に「デルマートル」又は蒼鉛末若くは單に澱粉を撒布し、其の上に一層の「ムル」帶と綿花とを貼して繃帶すべし。

但此の際には、又軟膏を以て所置するも可なり。(第三度略す)

(以上救急療法は小平高明氏著學校管理法に據る)

尙ほ救急療法に就ては和歌山縣海草郡東山東尋常高等小學校研究會にて小學校紙上に發表せられたるものを左に掲ぐる。重複するの點あれども、前後参照すれば救急療法につきて、大に得るところがあると思ふ。

1 人工呼吸法

人工呼吸とは、假死状態にある患者に人工を以て呼吸を恢復せしむるの法にして、左の諸種なり。

(イ) 氣道を刺戟する方法

葱根を切り其切端を鼻中に挿入し、或は羽毛、藁の如きを以て鼻孔を刺戟し或は安母尼亞水を嗅入せしめ後假死者の顔面及胸部を冷水を浸したる布片を以て輕打し反射的に呼吸を喚起し或は皮膚に芥子泥を塗布すべし

(ロ) マルシヤル、ハル氏法

假死者の衣帶を脱して其體を伏臥せしめ衣服を巻きて、之を胸廓上部と地上間に挿置し術者は手掌を開放し左右肩胛骨間に於て平等に壓迫し二、三秒時間にして横臥を取らしめ、又二、三秒時間の後再び伏臥位となすを要す此法は一分間十四、五回行ふべし

但し横臥位となすには左右交替に行ふを良とす

(ハ) ジルグ、エステル氏法

假死者の頸部に枕を入れ、胸部を高起して仰臥せしめ、術者は患者の頭邊に立ち、其兩手の肘關節部を取り上肢を強掣して頭上に送り二、三秒時の後再び腹側に其手を下降し、胴の側面を壓抵す此の如く上下する一分時十五回程とす

2 止血法

止血法とは身體血管が損傷し、出血するときに當り之を止むるの法なり

(イ)小出血にありては、出血部を高舉し、或は清潔なる指頭を以て出血部を暫時壓迫するときは容易に止血するものなり

(ロ)大出血にあつては出血部より中心に當る部分(例之手部なるときは前膊又前膊部の出血なるときは、上膊の部分)を把握壓迫すべし、尙ほ出血止まずして依然進出するときは護謨管或は手布の如き緊迫に適すべきものを以て其中心部を縛すべし、殊に血管經道の上に或團塊を當て緊迫することは最も妙なり。

但し衄血(鼻出血)の場合にありては、消毒綿或はガーゼを以て鼻孔を栓塞すべし

3 骨折

骨折とは身體の骨質が或外力の爲めに折損したるものにして、之の場合にあつては可成患者の動搖を避け、隱造副木を患部に當て適當に綑帶すべし。

4 脱臼

脱臼とは身體の或關節が外力の爲め脱出したるものにして、之の場合にありては、暴力を以て還納することをなさず、適位に安臥せしめ、校醫の出張を待つべし。

5 捻挫

捻挫とは身體の或關節が外力を受けたるも其外力は、軽度なりし爲め脱臼するに至らざる場合を云ふものにして、之の際にありては該當關節部を冷水を濕したる布片を以て冷却し安靜に保持すべし。

6 打撲病

打撲病、或外力を受けたるも其部の軟部(皮膚、筋層の如き)が、損傷せずして單に發赤腫脹せるときを云ふものにして、之の際にありても尙捻挫の場合の如く冷水濕布を施し安靜に保持すべし。

7 切創、刺創、擦創

如何程小なる瘡傷と雖之を消毒的に取扱はざれば、其創面より微菌進入して、不慮の疾病惹起するを以て大に注意を要すべきものなり。之等の場合にありては先づ創面の不潔なるや否やに注意し常備の石炭酸水又

は昇汞水を以て創面を能く洗滌し沃仿がせ或は昇汞がせを瘡面に當て其上を單がせの數層にて覆ひ脱脂綿を繙帶すべし、又小なる創面なるときは、洗滌後單に硼酸軟膏或は亞鉛華軟膏を貼し絆瘡膏にて留むべし。

8 咬傷及刺傷

毒虫咬傷又は刺傷にありては其部を能く消毒藥にて洗滌し其後アンモニヤ水を塗布し繙帶すべし。

9 火傷

第一度即ち輕癢なる火傷なるときは單に其部に阿列布油を塗布し其上に油紙を貼し繙帶を施すべし。

稍重症にして水泡を作るときは其の水泡の一小部を穿刺して浸出液を排出せしめ其に阿列布油を塗布し前記の如く繙帶すべし最も重症にして軟部組織の潰爛せしものにありては先づ消毒的に懷死部分を除去し其上に阿列布油を塗布し沃仿ガーゼを當て繙帶を施すべし。

10 卒倒

卒倒は腦の貧血又は充血より來り或一時精神感動より起るものなり之の場合にありては先づ腦充血(顔面潮紅せる時)なるときは頭部を少しく高舉し冷水にて頭部を冷却し又貧血なるときは(顔面蒼白色を呈せる時)反對に頭部を少しく低下し少量の赤酒を内用せしめ或はアンモニヤ水を嗅入せしむべし日射病の如きに際しては直に樹蔭等の涼しき場處に運搬し胸襟を放開し頭部を少しく高舉冷却し清涼なる飲料水或は稀鹽酸水を内服せしむべし。

備付藥品

- 1 健胃散。之れは食傷、腹痛、腹滿等のとき使用す。
- 2 搬布藥。之れは汗疹、靡爛等に搬布す。
- 3 アスピリン。之れは解熱、鎮痛として使用す。
- 4 乳糖。之れは調味劑として使用す。
- 5 沃度ホルム。之れは創面に少量搬布す。
- 6 稀鹽酸。之れは清涼及健胃劑として一回數滴内用せしむ。
- 7 阿列布油。用法前記の如し。

- 8 安母尼亞水。同前。
 - 9 赤酒。興奮として使用する。
 - 10 コカイン水。之れは、百倍の鹽酸コカイン水にして、局所鎮痛用として、齒痛の如き際に使用する。
 - 11 沃度丁幾。之れは、打撲症の如き或は患部の疼痛、腫起に際して消炎劑として塗布す、イヒチオール軟膏も亦同じ。
 - 12 偲里設利。之れは、粘滑劑及手足の乾きたるときに塗布す。
 - 13 石炭酸。之れは、十倍の溶液として存置せり。使用時には、三倍或五倍の清水を混合す。
 - 14 昇汞水。之れは、千倍の溶液として存置せり。使用時には二倍或は五倍の清水を混合す。
 - 15 軟膏各種。用法前述の如し。
- 外科用品
- 1 綱帶及三角巾

- 2 脱脂綿及單ガーゼ
- 3 沃仿及昇汞ガーゼ
- 4 菲薄油紙
- 5 スポイト一個
- 6 鉄ピンセット
- 7 絆創膏

第五節 身體検査及學校醫

身體検査の注意

身體検査は第一健康診断と第二身體の測定とを併せて行ふのであつて、兒童の身體狀況はこの法によりて知ることが出来る。されば教員は學校醫を助けて、身體の検査をなし、教育上の参考に資し、かつこれを保護者に通知し、學校と家庭と相協力して、兒童生徒身體の健康を企圖すべきである。特に女子の身體検査に對しては、慎重なる注意の下に検査を了すべく、而して身體を検査したる上は、之をばどこまでも確實に參照して、自家教育の上に適用せねばならず、又其結果の善からざ

る兒童につきては、格段なる注意をなし、改善方途を攻究せねばならぬ。然るに身體検査の結果につきて、之を如何に教育に適用するかといふに、實際に於ける小中學校の現状は、甚だ遺憾の點が少からずある。其身體検査の如きも、ホンの形式的に實施するのみにして、精確なる點に於ては大にマヅイのである。又其之を教育に反省せんとするが如きも、極めて寥々たるものにて、多くの學校に於ける身體検査は、形式的に規則だけのことをなし置くに過ぎない、こは學校衛生上の大缺陷である。

左に明治三十三年文部省令第四號を以て發布せられたる學生生徒身體検査規程を示す、但其後多少の改正あり、左は現行のものに係る。

(一) 學生生徒身體検査規程

第一條 學生生徒の身體検査は、毎年四月に於て之を施行すべし。

學校長に於て必要と認むるときは、學生生徒につき臨時身體検査の全部若くは一部を施行することを得。

第二條 明治三十一年勅令第二號第一條第二項に依り學校醫を置かざる町村

立學校及私立の小學校及各種學校は、本令の身體検査を行はざることを得。

第三條 身體検査は學校醫をして之を行はしむべし、但學校醫を置かざる場合に於ては、他の醫師をして之を行はしむることを得。

第四條 身體検査は左の項目に就き施行すべし。

- 一、身長
- 二、體重
- 三、胸圍
- 四、脊柱
- 五、體格
- 六、視力
- 七、眼疾
- 八、聽力
- 九、耳疾
- 十、齒牙
- 十一、疾病

小學校生徒に在りては視力及聽力の二項目を検査することを要せず、但著しき障害ありと認むる者は此の限に在らず。

第五條 身體検査は左の各號に準據して施行すべし。

- 一、検査器械は、メートル式に従ひ衡器は水準器を具へたるものを可とす。
- 二、検査の表記には度は尺、衡は貫を以て單位として、四捨五入法を用ひて度は分、衡は々に止むべし。(明治四十五年一月文部省令第一號改正)
- 三、身長を測定するには足袋、靴等を脱せしめ兩蹠を密接して直立し、兩上肢を鉛直に垂れ頭部を正位に保たしむべし。又女子にして鬢ある者は小髻を

- 四、體重は著衣の儘測定したるときは其の著衣重量を全重量より除去すべし。
- 五、胸圍は兩上肢を鉛直に垂れ、自然の位置に在らしめ、乳頭の水平線に於て常時を測定すべし。充盈、空虛の差を測定するときは、亦同じ、但、小學校生徒に在りては常時のみを測定するものとす。
- 六、脊柱は正、左彎、右彎、前屈、後屈を検査し、屈彎に就きては其程度により、各強中弱の三種に區別すべし(明治四十五年一月文部省令第一號改正)
- 七、體格は強健、中等、薄弱の等に區別すべし。
- 八、視力は中心視力を兩眼に就きて各別に検査すべし。
- 九、聴力は其の障害の有無を検査すべし。
- 十、齒牙は齶齒に就き検査すべし。(明治四十五年一月文部省令第一號改正)
- 十一、疾病は腺病、營養不良、貧血、脚氣、肺結核、頭痛、衄血、神經衰弱、鼻疾、咽喉病、傳染病、皮膚病其の他慢性疾患等検査の際に發見したるものを記入すべし。(同上改正)

前各號の外、身體検査上必要と認めたる事項は特に検査を行ふべし。

第六條 身體検査を施行したる時は、左の様式に依り、身體検査票を調製すべし。

校名(科何)		身體検査票 (男女)													
姓名	生年月日	身長	體重	胸圍		體格	脊柱	齒牙	耳疾	聽力	視力		眼疾	學年	出生地
				常時	ノ盈差						右	左			

第六條の二 身體検査を施行したる時は學校長は各本人に關する検査の結果を學生生徒又は其の保護者に示すべし。(明治四十五年一月文部省令第一號改正)

第七條 身體検査を施行したるときは學校長は左の様式に依り統計表を調製し翌月限り文部省直轄學校長に在りては文部大臣に其の他の學校長に在りては地方長官に報告すべし地方長官は前項の報告を受けたるときは之を取纏め其年六月限り文部大臣に報告すべし。(明治三十四年文部省令第六號を以て改正)

年	何年何年何年何年何年何年何年						
	身長	總長					
	最大						
	最小						
	平均						
體重	總重						
	最大						
	最小						
	平均						
胸圍	總長						
	最大						
	最小						
	平均						
脊柱	常時						
	時						
體格	總長						
	最大						
	最小						
	平均						
視力	左眼	正視					
		遠視					
		近視					
		其他					
眼疾	左眼	正視					
		遠視					
		近視					
		其他					
力	右眼	正視					
		遠視					
		近視					
		其他					
眼疾	トランス						
	其他						
聴力	聴力						
耳疾	耳疾						
歯牙	歯牙						
疾	疾						
病	病						
検査人員	検査人員						
備考	備考						

本表は男生徒女生徒を置くもの及學科の部類を異にするものは各別に調製すべし 一年齡は四月一日の計算に依り滿六年一月以上滿七年迄の者を七年とし其他之に準ず

身長胸圍に關する總長體重に關する總重の各欄には孰も同一年齡に於ける各検査人員の身長胸圍又は體重の各合計を掲げ最大最小の各欄には其検査人員中の最大最小なるものを掲げ平均の各欄には其検査人員を以て身長胸圍の總長又は體重の總重を除したる商を掲ぐべし

視力に就きては兩眼の欄には兩眼とも正視遠視近視又は其他(亂視斜視弱視等)の者の人員を掲ぐべし但し失明者に關しては兩眼又は片眼に區別し備考の欄に於て其數を明示すべし

一方のみ正視遠視近視又は其他(亂視斜視弱視等)の者の人員を掲ぐべし但し失明者に關しては兩眼又は片眼に區別し備考の欄に於て其數を明示すべし

検査すべき項目の一部の検査を缺きたる者は之を表中に計入すべからず 一 備考の欄には表中記入の事實に關し説明を要する事項其他特に必要と認めたる事項を記載すべし

外國人に係るものは之を計入すべからず 一 學校に於ける重なる疾病の原因及豫防等に關し學校醫等の意見あるときは之を表末に附記すべし(明治四十五年一月文部省令第一號改正)

第八條 幼稚園に於ては本令中小學校生徒の身體検査に關する規程を準用す。
第九條 本令は明治三十三年四月一日より施行す。

身體検査上の注意につきて少しく卑見を述ぶることゝする、小學校にせよ、中等各種の學校にても、この検査方法の粗漏なるものが多い、先づ身體検査の方法につきての知識を有することが必要である、勿論、疾病の有無に關する検査は學校醫のなすべきところなれども、各學年擔任教師は、校醫指導の下に、検査の助手たるべきである。この際は、なるべく精細なる検査をなすやうにしたい、而して検査の結果は、之を控へ置きて家庭に通知をもなすべく、又學校にては、之につきて矯正的の手段、或は治療の方法をば家庭と協力する必要がある。即ち平素兒童各個人に對する不斷の注意をなすことが大切である、たゞ身體検査の時季、其當坐限り體育の衛生のと騒いでも駄目である。

年々の身體検査の結果をば比較對照して、其體格改善の方途を講ずべきことは、言ふまでもないことにて、注意深き學校にては、非常に興味を以てこの點に努力して居る學業の成績をば考査して、進歩の蹟を釋ぬるが如く、身體検査も必ず改善的の工夫を運ぐらして、着手すべきである。たゞ規則により餘儀なく検査をなし、統計表類を作るだけにて能事終れりとしてはならぬ。

(二) 學校衛生器械及藥品 學校衛生の効果を擧げんには、之が實施上相當の器械を要する、而し之を備ふるに當りては十分精密にして且つ堅牢なるものを購ふがよい、廉價のものは、何に限らず破損し易く實際の用に適せぬものである。又器械を使用する者は、必ず先づ相當の知識を有し、其使用方法を熟知して居らねばならぬ。又器械の取扱ひは極めて鄭重にせねばならぬ。例へば一の衡器を以て、平常は薪炭を秤量し、身體検査の際には之を以て體重を量るが如きことにては、正確なる重量を知得することが出来ない。又寒暖計を漫りに昇降せしめ、或は變敗せる試薬を使用するが如き、共に之を慎まねばならぬ。尙ほ使用を終りし後は、器械を清掃し、鏽の生すべきものには油を塗布し、且つ乾濕と塵埃とを避けて善く之を保存すべきである。尙又藥品の使用の如きも、慎重に考慮して用に供すべく、無謀の治療等をしてはならぬ、左に器械等の種類を擧げる。

○器械の種類

(一) 身體検査用のもの。

- (1) 體重計、百二釐掛にして水準器を有するもの。
- (2) 身長計、凡二米のもの。
- (3) 卷尺、布製にして一米のもの。
- (4) 學校用檢、レンズ、簡易なる組合せのもの。
- (5) スネル、レンズ、氏、試、視、力、表。
- (6) 耳鏡及び反射鏡。

(二) 氣温、乾濕、空氣、飲料、水、檢、査、器、械。

- (1) 寒暖計、各教室等に掛くるものは、敢て高價の品を要せず。(價五六十錢)但他の寒暖計の示度の差を正さん爲に、少くとも一個の精密なる寒暖計にして、中央氣象臺檢定證を有するものを用ふべし。(價一圓以上)
- (2) 乾濕計は必ずしも之を備ふるに及ばず、此には二個の寒暖計より成るものと、毛髮乾濕計とあり。ラムブレヒトのボツゴメーターは寒暖計と乾濕計とを兼ねて極めて便利のものなり。

(3) 炭酸定量器、ルンゲ及ツエツケンドルフの考案せる簡易炭酸定量器を最も便利なりとす、此は本邦に於ても製造せるものあり。(價一組三圓五十錢)

(4) 檢水器、こは恰好の製品なし、學校に於いては水の定性分拆をなし得ば之を以て足れりとすべし。

(三) 救急療法に要する藥品及器械。(前掲救急療法參照)。

(1) 二十倍及五十倍の石炭酸水、又は千倍の昇汞水、昇汞水は劇毒の藥品なれば、小學校等に於ては取扱上大なる注意を要す、之は消毒防腐劑として効あり、又五十倍の石炭酸水は負傷の個所を洗ふ用に供し、二十倍のものは吐瀉物其他傳染の虞ある不潔物の消毒用にしてよろしい。

(2) 百倍石炭酸、オレ、イ、ブ、油、百瓦、これは火傷の際、先づ冷水を以て能く其患部を洗ひ、暫く冷やしたる後、この油を塗布し、上を油紙にて覆ひ、繃帯を纏ふやうにする。

(3) 生石灰、少量の水を注ぎて粉末となし、吐瀉物略痰等の消毒用とする。

(4) 英吉利絆瘡膏、擦傷部に貼用。

- (5) 晒木綿(綱帶用)。
- (6) 脱脂綿紗(創傷の局部に當て、上に油紙を覆ひ、其上に綱帶を纏ふ)。
- (7) 晒綿花(創傷に綱帶を施す節、其局部を包被するに用ふ)。
- 8) 亞麻仁油、紙(こは創傷の上、若くは石炭酸ガーゼ等の上を覆ふに用ふ)。
- (9) 太き護謄管(大出血の際上部の大血管を壓迫して、止血の用に供ふ)。
- (10) イルリガートル、若くは水銃、一個(創傷洗滌用)。
- (11) 鉢、及石炭油明鐘(鉢には藥液を入れ、明鐘をば汚物等を容るゝに用ふ)。
- (12) 鉢、及毛拔。
- (13) 救急藥品及體溫計(頭痛、腹痛、眩暈、卒倒、毒蟲、刺傷、吐瀉時に用ふる救急藥品及び體溫計の準備等である、藥品の取扱は、其分量等に大に注意せねばならぬ、性質用途等も不明なるものをば大膽にも素人療治にて服藥せしむるが如きは斷じて不可)。

(三) 學校醫 學校醫の必要は今更こゝに言説する必要はない、今日は其必要の問題を論ずる時期ではなく、學校醫の有効なる活動、即ち其職務をば充分に盡して

學校醫の
効果

貴ふことをば要求せねばならぬ、一體この要求も今頃なすべきことではない、實際今日は學校醫の効果が斯の如くであつた、換言すれば、學校醫の功績は、斯くまで顯著であつたとて、結果表彰でもなさねばならぬ時期である。言はば時勢後れの要求ではあるが、致し方はない。

學校醫の職務につきては規程に明瞭に記されてある、多くの小學校、中等學校には校醫があつて、それ〱其校の衛生體育に關して責任を以てゐる。多數兒童の生命を預つてゐる學校にては、第一は身體問題に心配してやるべきである、そこで學校醫は是非共學校に臨んで、直接兒童生徒の健康を案ずるのみか、學校内一般の衛生につきて教師に助言をなすべく、或は進んで改善をなすべきことである。之が任務を盡さんには、學校に幾度が出張し、多くの場合に於て、研究せねばならぬ、要は研究的にやらねば駄目である、たゞ一時の視察位では効果を奏することは出来ない。今左に學校醫の職務規程を掲げる。

學校醫の
職務規程

學校醫職務規程(明治三十一年二月二十六日
文部省令第七七號)

明治三十一年勅令第二號第五條ニ基キ學校醫職務規程ヲ定ムルコト左ノ如シ。

第三章 兒童生徒に關する衛生

學校醫職務規程

- 第一條 學校醫ハ本令ニ規定アルモノ、外地方長官ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル職務ニ從事スヘシ(明治三十三年文部省令第五號ヲ以テ改正)
- 第二條 學校醫ハ毎月少クトモ一回教授時間内ニ於テ當該學校ニ到リ視察スルコトヲ要ス。
- 第三條 學校醫ハ學校視察ノ際左ノ事項ヲ調査シ之ヲ視察簿ニ記入スヘシ。
 - 一、換氣ノ良否。
 - 二、採光ノ適否。
 - 三、机腰掛ノ適否。
 - 四、前列及最後列ノ机ト黑板トノ距離。
 - 五、煖爐ノ有無及煖爐ト最近生徒トノ距離。
 - 六、室内ノ溫度。
 - 七、圖書掛圖、黑板ノ衛生上ノ適否。
 - 八、學校清潔方法實行ノ狀況。

九、飲料水ノ良否。

十、其他衛生上必要ナル事項(同上本號追加)

第四條 學校醫ハ學校視察ノ際疾病ニ罹レル生徒ヲ發見シタルトキハ其病症ニ依リ缺課休學、又ハ療治ヲ爲サシムルコトヲ學校長ニ申告スヘシ。

第五條 學校醫ハ明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體檢查規程ニ依リ生徒ノ身體ヲ檢查シ身體檢查表ヲ調製スヘシ。

學校醫ハ入學退學等ニ際シ學校長ノ要求ニ應ジ其生徒ノ身體ヲ檢查スヘシ(同上本條改正追加)

第六條 學校醫ハ學校ノ近傍若クハ學校内ニ於テ傳染病ノ發生シタルトキハ數次學校ニ到リ必要ナル豫防消毒ヲ施行シ尙其情況ニ依リ學校ノ全部若クハ一部分ノ閉鎖ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ管理者及ヒ校長ニ申告スヘシ。通學生徒ノ所在地ニ傳染病ノ發生シタル場合ニ於テ其通學生徒ノ登校ヲ禁スヘキ必要ヲ認ムルトキハ之ヲ管理者及學校長ニ申告スヘシ。

第七條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニ就テハ管理者及學校長ニ申告

第八條 此規程施行ノタメ必要ナル細則ハ地方長官之ヲ定ムルコトヲ得。
 學校醫の職務としては前記第三條に明記されてある。されば、學校醫は右の各項目につきて視察をなし、其改善策をば講じて、學校教師の參考となすべし、尙ほ職責として實施を要求するものもあるべき筈である。彼のたゞ身體をのみ検査するだけにては、職務の一半をだに盡したとはいへない、而し學校長及教師に於ても、自ら各種の衛生問題を講究すべく、斯くて校醫の所見をも糺して實施せねばならぬのである、要は校醫と學校長教師との提携である、この提携が圓滿に行はれぬ故に、何處の學校も、眞に學校衛生が完備して居らない、甚だしきは學校教師と校醫とは非常に疎隔し居りて、何れの方にてても眼中に置かぬやうになつてゐる者がある。之は確に學校の不幸である。否兒童の不幸、其市町村否々國家の大損害である。
 教師にして、學校衛生をば、根本的に解決せんと、の意志堅實ならば、必ず、校醫に依頼し、之を利用するに相違ない、又校醫にして、眞に兒童生徒を思はば、自ら進んで、學校に逼り、教師を要して、問題の解決を果たすに、相違ないと思ふ、兩者共、眞面目に提

携の途を講じて欲しい。

身體検査を行ふに要する時間につきて述べる、歐洲に於ける實際を調ぶるに、獨逸のライプチヒ市の某醫學士は一時間半位の間に、四十人乃至四十五人の検査を了したとのとである、又フランクホルトアムマイン市の市醫は一人の兒童の身體検査をなすには七分から九分位は要すといひ、シユーベルトといふ醫學士は眞正の検査をなさんには、一人の兒童に三十分平均の時間はかゝると述べた、我國學校衛生につきての泰斗たる三島醫學博士は、十數年間の實驗によりて、身長體重の測定は教員に任して、胸圍、脊柱、體格、耳疾、齒牙疾病等を検査するに、どんなに手数を簡にしても一時間十人が限度である、先づ普通が六七人、若し以上の外に視聽の力を検査するとすれば一人に十分乃至十五分はかゝると述べられたことを記憶して居る、實際兒童生徒の身體検査は、丁寧にするだけ結構のことである、餘り早卒に検査を了しては正確の點は分らぬことゝなる、されば學校醫と當該學校の教師とは出來得るだけ協力して検査の任に當るべく、殊に其校の教師は身長體重等の外胸圍齒牙視力聽力等の検査を擔任するがよい、之には學校醫の指導を受けて、毎年

のことである故熟練するやうにするがよい、斯くすれば校醫の手助けともなり、教師もこの種の智識と技能とを得ることとなり雙方とも好都合である。又身體検査を行ふに當りて中等學校等の入學許可の際はこれは一層嚴重に診査する必要がある、餘り粗末の検査をやると入學許可の後に至りて、飛んだ不具の生徒や病氣持ちの生徒を發見することがある、學校にても困るが本人も何かと迷惑を感ずるのである。

如何に簡略に検査しても、一時間に先づ十人が限度である、然るに我が國學校に於ける身體検査の現状如何といふに、すべての學校といふ譯ではないが、大部分が一時間に何十人といふ多數を検査する向が多い、殆んど電光石火的の検査である、校醫の中にはやゝもすれば、其地方に往診の序を以て、検査をば片手間仕事の如くに思ひてやつてゐるものもある、早く検査を了して仕舞いたいといふ風のものも往々見受ける、この弊あるが故、神ならぬ身の、時々誤りたる検査をやることもあるらしい、身體に關する問題、生命に關する問題の如きは、慎重に考察して解決を下す

校醫の無責任

べきである。

然し乍ら學校醫は、又一人にて數校を擔任してゐるので、検査の時期は、大體一定して居るが故に、多忙のため、思ふやうな検査をなすことが出来ない事情もある、之をば認めてやらねばならぬ、さて我國學校醫の數は學校數に比して極めて少數である、充分の活動の出来ないのも無理はない、左に記せるは大正二年一月二十五日發行の教育時論紙上に掲載せられたるものである。

『前略』

殊に酷寒期には呼吸器病に胃さるゝもの、比較的多數にして、學校衛生上疾病を十二種に區別統計せらるゝ内、該病の如きは直轄學校並に府縣師範學校詳細の調査に依るも、第三位の多數を占め、教育上多大の支障を來す事勿論なるが、之れに對し學校衛生の現狀に就て見るに、公立學校にして學校醫を設置しあるものは、小學校一萬二千九百五十七校、師範學校八十四校、中學校二百四十二校、高等女學校百四十四校、專門學校三校、實業學校四百九十四校、盲啞學校二校、各種學校三十一校合計一萬三千九百五十三校にして、大多數の小學校に於て尙此の機關を

學校醫の
數少し

缺くもの約九千校の多きに上り、其多くは村立學校又は人口五千未満の町立學校にして、特別の事情ある者に對し學校醫に關する勅令中地方長官の權限に依り默許されつゝあるものゝ如し、而して現在學校醫の職務に當りつゝある醫科大學、或は専門學校開業試験出身者にて合計約八千名に達し、内一校専任者は、約半數の四千五百名にて、二校を兼任するもの約二千名、其の他は三校四校若しくは八校以上を擔任するものすらありて、平均學校醫一人の最多擔任校二十一校、同擔任生徒數一萬三千五百六十餘名となり、之れに依つて、學校衛生の効果を收めんことは、到底望むべくもあらず、素より生徒兒童の衛生上に關しては、家庭、學校醫、學校三者の聯絡を密接にして、共同實績を擧ぐるに努めざるべからざるに、既に學校醫の制ありて實際は、之に伴はざる數字上の缺陷は、飽迄も研究考査して、其の足らざるを補ひ、勉めて完全の域に達せしむることを努めざるべからず、云々と當局は語れり。云々、

左に記せるは文部省外國留學生東京醫科大學助教授石原喜久太郎氏が、埃國學校衛生狀況に關して文部省に報告せる書中埃國グラーツ市に於ける學校醫に

埃國
グラーツ市の
學校醫

關する分である。

本市に學校醫を設置したるは一八九九年にして、當初は數名の學校醫を有せしが漸次増置して一九一二年には十二名の學校醫を有す、其内専門醫として特に眼科醫一名を有し眼科に關する専門的の職務を執らしむ。一九一三年に至れば尙一名の眼科醫を増加すると共に新に一名の精神病専門醫を加へて特に補助學校の爲に執務せしめんと計畫なり。

學校醫は皆開業醫の兼務する所なれども醫長は醫科大學助教授市醫長 エーベル スタラー 氏なり。

學校醫は一定日に於て昇校視察するの義務を負ふ、此時若し病兒を發見する時は直に之を家庭に通知して適當なる治療を講せしむ、其他は學校の請求に依りて何時たりとも昇校執務するの義務を負ふ。

本市學校醫の特に重きを置く事項は傳染病の豫防なり、校醫若し學校に於て傳染病兒を發見するときは必ず直に病兒の住居に就き家族に病者の有無を取調べ又住居の現狀衛生上のをも取調べて之を學校に報告すると共に他方には市

醫長に報告す又本市に於ては校醫に非ざる醫師と雖も其病家中に傳染病學兒を發見する時並に又兒童の罹病せるに非ざるも家族傳染病者あるときは之を市醫長に報告するの義務を負ふ、市醫長は直に之を受持學校醫に通告して該家に就き取調をなさしむ、市醫長と前記關係醫師學校醫間の通告等は急を要するものは電話により然らざるものは一定の書式豫て與へられたる印刷せる表によりて無郵税にて傳達することとなり居れり。

實地執務の狀況を視察するに學校、學校醫、兒童の住居、市醫長(學校醫長)間の傳染病兒に對する通告、處置の連絡は實に敏速正確丁寧を極め誠に羨望に堪へざるものありき、如此實地の執務制度と執務熱心とを本邦に移すことを得ば學校に於ける學兒傳染病豫防は大に効果を奏すべきに至らんと信ず。

本市貧民區には特に市貧民醫の設置ありて貧民の治療に任せしむ、當該貧民區の市醫は又當該區の學校醫を兼ねるの制度なり。

本市學校醫は主として學校に於ける傳染病の豫防に従事するの方針なり、之が爲めに本市學校兒童の傳染病は少數に止まれり、即ち迅速に傳染病兒童の發見

を務め迅速に其處置を講ずるの組織完全なるが故に傳播するに至らずして防遏せらるればなり、其他一般兒童の疾病、虛弱等に關する事項は省略して茲に記載せず。

『以下略』

學校衛生上、學校醫の活動は確に、有効なるものである、而も我國學校醫の現況は、餘り振つてゐない、こは前にも述べし通り遺憾少からずある。吾人は學校醫諸君の我國家將來の大計のため猛進一番せられんことを望む。たゞそれ盲進では駄目である、要は研究的態度を以て各自の本務に臨まれんことを切言する。毎年、同じやうの體格検査をなして、其當坐限りにて終りた、調査統計類様のものに捺印して濟ますだけでは、甚だ以て、心細い業務ではないか。兎に角人間の生命問題である、毎年の體格検査に顧慮して、其學校兒童の體格の長所、短所及び特種の缺點等につき、發見し、矯正の方法と手段とを講ずべく、斯くして毎年、發達的研究的に進むといふところが責任を知る行動であると思ふ。この點につきて校醫諸君の御盡力を希望する、而し諸君の任務たるや、他に大なるものがある、されど其地方人士

體格の長所短所及病氣の傾向等を察知すると共に、之を學校兒童生徒に反省することは、面白い仕事であると思ふ。

前にも述べし如く學校醫諸君は公私共御多忙のこと、思はる、而し乍ら研究の題目と方法と注意とを與へ置けば、跡は學校の教師に任してもよい、調査上の材料蒐集は、學校教師に於てなすことができる、其調査法及其他の指導は校醫の監督に依らねばならぬ。

次には、學校長及教師たる人々は、一般兒童生徒の身體的状況及び各時季に於ける衛生上の注意、特種兒童の身體等につき、平素より周到なる觀察をなすべく、而も之等問題をば校醫に提供して、共に、適正なる解決をなさんことを期すべきである。教授訓練の問題と共に衛生法の研究もあるべく、且は正面より體育衛生問題に肉薄もなすべきである、要は出來るだけ校醫との接觸を計り、斯道研究に猛進せねばならぬ。

市町村當局者たるものは、經濟の許す限り、校醫の待遇即ち報酬につき、費用を吝んではならぬ。如何にも報酬によりて仕事を二重にするといふことはないの

學校長教師
と學校

市町村當局
者の反當

であるが、其業務の價值に對する相當の報復をばなさねばならぬ、僅少なる費用をばただ申し譯だけに計上し置きて、それにて、多數兒童の生命問題をば解決せしめんとするのは、當を失して居る、この點に於て、改良を希望する次第である。

第六節 病弱兒童の養護

(一) 教授上の養護

教授上につきての一般的養護はすでに前に述べたのである故、こゝには虛弱兒童に對する教授上の注意につきて少しく陳述する。

一學校内の兒童の中には、虛弱兒童の幾分有ることは免るべからざることである、この種の兒童をば通常兒童と同様に取扱ふことは、教育上少からざる害を生ずるを以て、教育者たるものは自己の擔任せる學級に於て、虛弱兒童と認定したるものには、特種の注意を拂ひて教授に管理に養護の實を擧げねばならぬ、何となればこの種の兒童は身體上の障害より延きて心意の活力不充分なるが故に、到底健全なる兒童と伍して同一の學習、同様の運動には堪へられないのである、之を顧みず

虛弱兒童
教授上の養護

強いて同一に取扱ふが如きは、無謀残酷の擧と言はねばならぬ。然れば是等の兒童に對しては、其能力を計りて教授材料を軽減して、教授時間をも減縮してもよい、教室内の坐席の如きは、空氣の流通極めてよろしきところ、光線の適度に照らすところを擇びて、なるべく自由の活動を與ふるやうにすべく、家庭に於ける復習、自習等の課題は、或は減じ、或は課せざるもよろしく、出來得る限り學習上の負擔を軽減してやるやうに心がけねばならぬ。又一面に於ては、規律的に過激ならざる遊戯運動を課して、心身の發育を補助せなければならぬ。

この種の兒童の取扱は、すべてに於て寛なるがよい、寛といふのは決して取り締りなき放任主義の意ではない、出來得る限り彼等の自由活動を重んじ之を利用して、それに幾分なり力を附けてやるやうにすることである。故に強て他兒童と同一の問題を解釋せしめんとしたり、又同一の作業に服せしめんとしたり、或は同一の姿勢態度にて、ある時間を経過せしめんとするが如きは避けねばならぬ、教授時間中は彼等の仕事と、其疲勞の經過とを反省しつゝ、徐々に課業を進むるがよい、其堪へ難き様姿の見へたるときは、いつにても休息せしむるやうにすべきである。

寛に取扱

家庭と協

この種の兒童の取扱につきましては、豫め家庭にも協議して、學校教養の趣旨に副ふやう注意を喚起して置くべきである。學校にて如何に注意しても、家庭にて不攝生に放任し、何等養護の注意をなさざらんか、學校の注意の如きは、何の効果もないこととして終るのである。要は、病弱兒童に對する取扱は、學校、家庭協定して適正に解決すべきである。其適正なる解決として、近來歐米諸國にては、この種兒童に對して特別施設の教育をなしつゝある向が多い、即ち學校と病院とを兼ねたる教育所に收容して、特別の教育をするのである。即ち學校以外空氣の新鮮なる場所に、て教養する仕組みである。野外學校といふやうなものがそれである。

野外學校につきて米國人トーマス、スピース、カリンソン氏は頗る劇烈なる態度を以て其必要を論じて居る、曰く、

『現時の兒童は云ふまでもなく明日の成人で有る、ところが此等の兒童が種々の結核菌に襲撃さるゝ所の割合は成人に比して甚だ多いので有る、種々の結核菌は知す識すの間に彼等の腺を襲ひ骨を犯し心臓を破り肺臓を食ひつゝ有る、此等は實に兒童の活力を滅殺すると同時に國民の元氣をして沮喪せしむるもの

野外學校
の必要

で有る、思ふに彼等の周囲の境遇を改善するに非れば到底之を救助するの路はないで有らう。

米國に於ける成績

素より野外學校の實驗は未だ二三年の経過を見たるに過ぎざれども、此等の學校に出入する兒童は例へ結核性の病氣を有するものと雖も、他の公立學校にあるものよりも、數週を出でずして極めて良好なる境遇の人となる、試に彼等の容貌を見よ、彼等の體重を見よ、薄弱にして青白き容貌を有する他の學校兒童よりも、一見既に其如何に健康なるかを知るに足るので有る。

諸種の點より好成绩

之を要するに野外學校に於て教育されたる兒童は體力上精神上教育上德育上及び訓練上何れの點より見るも皆其成績良好にして、感冒及びインフルエンザに對する強度の抵抗力を生じ、視覚も音聲も共に優良となり、病弱の兒童も殆んど健全なる兒童となることを得るのである。是を以て吾人は薄弱なる兒童は勿論、健全なる兒童と雖も、漸次此種の學校によりて教育せらるるに至るべきこ

とを主張して止まぬのである』云々。

右は健康兒童とても野外教養の必要あることを論じたものである、吾人は兒童のため、國家社會のために、將來の教育は出來得るだけこの種の注意をなさねばならぬことを唱導する。左に、病弱兒童、特殊教養に關する施設を掲載する。

(二)林間學校 身體の虛弱なる兒童のために、特別の學校を設けるか、或は學校設立とまではゆかずとも、之に對する教授上管理上より特別の注意をなして保護的の教育をすることは、極めて必要のことである。歐米諸國に於ては、虛弱兒童に對する特別教育の設備をなして、すでに多大なる効果を收めたる向が少からずある。即ち林間學校といふのは、身體虛弱の兒童のみを集めて、空氣のよい土地に引率し行き、そこに養護かた、特別教育を施す學校である。獨逸のシャルロットンブルグ市に於ては、千九百四年他に率先して、この種學校を設立したのである。この市の林間學校といふのは、市の郊外にある松林中に、學校を設け置きて毎年五月より十月までを限つて、此の市の小學生徒中、身體虛弱なるものを集めて保養をさせつゝ、教育をするのである。其身體の虛弱といふのは、肺が弱いか、心臟病だと

か、腺病だとか、乃至は貧血症に罹つて居て、病院に入れて治療する程、重くはないといふやうな種類のものを選ぶのであつて、傳染の虞あるものなどは入れない。而してこの虚弱者の選出は、學校醫が検査をなしたる上、更に林間學校專屬の醫師が再検査の上に決定するのである。

さて林間學校は、なるべく戸外の空氣の新鮮な場所で教授をしたり、又は遊ばせたりするのを以て主眼とするが故、校舎の設備の如きは極めて簡單であるとのことで、兒童の定員は百二十人、これが六學級に分れ、一日の授業は多くも二時間半を出でない。生徒は毎朝七時四十五分までに學校に來まして、午後七時まで在校、それから大部分の生徒は電車に乗つて歸宅するのである。電車賃は極めて廉にして、且貧窮のものには市で支辨する。食事は三食共學校で喫することになつて居る、別に午前十時と午後四時とに牛乳と麵麩とを給與する、これら食事の萬端は、赤十字社の看護婦が來て居て世話をするのである。食費は一日我が二十五錢で、其全部或は一部を父兄から徴收する、貧困者には免除してやる。授業は各組交代に之を授け、一回が二十五分間である、晝食の後には少くとも一時間以上戸外休息を

させる、それが準備として長椅子を置く、雨天の時は室内にて休憩させるやうになつて居る、又學校の中で風呂を沸かして生徒に入浴させる、六ヶ月を経過して、十月の終りになれば、學校を閉ぢて兒童を元の小學校へ復歸させるのである。其結果は良好にして、體重の増加、健康の恢復など大に見るべきものがあるとのことである。

次にミュールハウゼン市の林間學校を一寸紹介する、市の東方にて少し小高い所で、樹木が生い茂つてゐて、夏は殊に涼く、東の方には景色の善い山が見へるといふ恰好の位置に林間學校が建てられてある。教員室二室と食堂とは實に立派な部屋を以て之に充て、外に浴室、臺所、洗濯室なども整つてゐる。庭には花壇があつて、子供に花を植ゑさせ、又砂山を築いて、其上で遊ばせ、それから澤山の長椅子を備付けて食後の休息用とする。さて學校の開設期間は五月より十月末までで、兒童は毎朝八時までに學校に集まり、朝飯と牛乳と麵麩とを食し、それから百人の兒童が四に分れて授業を受ける。各級共一日の授業は午前中二時間だけである、授業は半時間づつで、第一回の授業の終りは短い休み、第二回の授業の後には長い休み

ミュール
ハウゼン
市の林間
學校

があり、第三回の課業の終りには短い休みがある、十時半には小晝飯として麵麩と果物とを與へ、一時には晝飯を與へる。晝飯はスープと肉と野菜類とで、折々は魚類をも食べさせる。午後は全く何も授業をしない、たゞ教師が監督して共に散歩などするのである。

次に林間學校に專屬の學校醫の仕事を述べんに、先づ初め入り來れる兒童の検査をなし、授業殊に體操教授の際、又休息の際、遊戯の際などに一人／＼の兒童の取扱方につきて、教師に注意を與へたり、又食事に關する注意をなし、毎週三度は學校に來りて、身體検査をなす外、最終には全體の生徒を検査して、報告書を作ることになつてゐる。(以上の要旨は横山榮次氏著教育教授の新潮に據る)

之れを我國の實際に徴するに、未だ斯の如き設備をなして虚弱兒童を教育する向はないやうである、而しやゝこの種類似の取扱方をなす學校がある、吾人は、經費缺乏に困しみつゝある我國の各都市に向つて、強てこの種施設の注文はしないが、學校教師はなるべく、虚弱兒童等に向つて、養護に一層の注意をなし、特別の教育を施さんことを希望する。即ち兒童を郊外に引率して、新鮮なる空氣の中にて、

林間學校
專屬の醫
師我國の實
際

休日殖民

教授訓育をなす機會を多くすることを工夫して欲しい。盛んに郊外教授をなし、衛生的に幼兒の開發をして欲しい、臭氣鼻をつくが如き教室内にて靜坐沈黙のみ要求し、軟弱なる兒童の身體を壓抑し居るが如きは、大に改めねばならぬ。

(三)休日殖民 休日殖民の實例としては、すでに各地小學校等に於て實施せられつゝあることゝ信するのであるが、曾て初等教育紙上に於て、本郷區小學校夏期休養團狀況といへる一節を讀んだことがある。そは東京稻葉幹一氏の發表せられたるものである。其中の要點を左に掲載する。

一、規則及兒童心得抄錄

(1)規則

小學校兒童の身體に留意し、夏期休業中近縣適當の地に於て、衛生的の休養を與へ、且つ自治の美風を養ふ。

團務を處理する爲め幹事七名を置く。

團の支出すべき費用は團員の負擔とす。

團務施行の狀況及決算は、幹事に於て九月十五日迄に報告す。

夏期休養
團の規則

(2) 兒童心得

總て監督者の指圖に従ふこと
 言語動作を慎み朋友相親むこと
 自分の仕事を忠實にすること
 外出せんとするときは必ず監督者の許可を得ること
 無益に金銭を使はぬこと
 飲食物に注意すること
 袴帽子を着用すること
 携帶品は左の如し
 寢具は小搔卷又は毛布敷布団(凡て敷布をつけること)
 衣服には着替を用意すること
 右は本團にて取纏め發送す
 箸及箸箱、學用品、落紙、手拭、齒刷子、齒磨粉
 風呂敷又は雜囊、洋傘

右は手荷物として持參す
 携帶品には總て學年及氏名を附すること
 小遣錢を持參する者は五十錢以内とす
 會費は七月二十日迄に納付すること
 二、本年の實施要項及加入兒童

(1) 實施要項

期日 八月一日より十五日迄 場所 鎌倉妙本寺
 一團の兒童數 區内小學校四學年以上の男兒として一團の數を五十名とす
 附添人 教員五人 學校醫二人 助手一人 看護婦一人 水泳教師二人。
 (會費、遊覽場所、日課、學校別兒童數、發着、事務分掌、兒童の日課等はこゝに轉載せず)
 三、給養
 給食には前述の如く四名を以て炊事部を組織し腐敗の虞なき食料品は東京よ
 り搬送し來り、野菜、牛乳、魚類、肉類等は地方調辨を行ひ前夜に於て其翌日の献立
 表を作り調理は衛生部に於て其都度檢食せり。

主食は米飯を供給し最初の一週に於ては五十名一回の食量七升にて猶餘裕ありき然るに第二週の初頃より食思漸々充進し來り遂に八升乃至九升を炊くに至れり。

副食物には

味噌、醬油、甘藍、茄子、南瓜、胡瓜、白瓜、豆腐、油揚、大豆、隠元豆、豌豆、蠶豆、ひじき、
鶏卵、鯉節、牛肉、豚肉、鮪、海老、鯖、鰯、
澤庵漬、茄子漬、瓜漬、梅干、

等の食料品を以て、日本料理としては味噌汁、煮附、焼魚、焼肉、刺身、甘煮、醋の物等の外、西洋料理として、ライスカレイ、サンドウキツチ、ハム、ロースポーク、ハヤシビーフ、カツレツ、ロースビーフ等を調理し、品質優良、美味にして其量亦豊富なり。
牛乳は牧場より團に持ち來らしめ、炊事場に於て充分に消毒の上、一合づつを與へ、最初之を嫌ふ者五名を認めしが、漸次習慣し、最後には飲み得ざる者僅か二名に減じたり。

間食は毎日午後に於て、鹽煎餅、瓦煎餅、武者煎餅、饅頭、パン、ビスケット、モナカ、バナ

兒童の健康成績

ナ、梨子、アイスクリーム等の内、一種若くは二種づつを適量に與へたり。
飲料水には井水を用ひしが、溜濁にして水質良ならず、故に飲料には、勿論食器の洗滌、含漱等に至るまで煮沸水を供給し、生水の飲用は絶対に之を禁じたり。

四、兒童之健康成績

(一)患者

兒童の入團に際し豫め保護者より申し出でたる帶患者、及平素侵され易き疾病を有する者八名あり即ち

- 遺尿 一、(就眠後一回排尿せしむ) 在團中發作なし
- 氣管支加答兒 二、(平素罹り易し) 在團中異常なし
- 胃腸加答兒 一、(平素罹り易し) 在團中發作なし
- 水泡性結膜炎 一、 在團六日にして治癒
- 肥厚性鼻炎 一、 在團中異常なし
- 虛弱 一、 在團中異常なし
- 水泳に依り足部瘡癢を起し易き者 一、 在團中發作なし

右は何れも醫師の特に注意を拂ひたる兒童なり。

更に在團十五日に渉る兒童の疾病(若くは訴へたる症候)を調査する時は

- 船 暈 五、
- 腹痛 五、
- 腸加答兒 二、
- フルレケル 二、
- 結膜炎 二、
- 日射病 一、
- 齒 痛 一、
- 眼の異物 一、
- 刺創 一、
- エクツエマ 一、
- 外聽道炎 一、

の十四症其治療日數(一回の手當にして治したるもの一日として)を算するとき
は總計三十八日なり、而して此數は十五日間に於ける疾病(若くは症候)の延人
員と見ることを得べし依て總延人員七四二人に對する患者は五・一%に相當す
べし。

以上の患者は何れも輕症にして持續して治療を乞ひし者は水泡性結膜炎(帶患
一ありしのみ、其他の多くは一時の手當若しくは一二日間にして治せり。

(二)健康等級及前後比較

在團兒童の健康狀態を調査せんがため、毎日午前午後夜間の三回兒童全員に涉

健康等級
及前後比
較

り個人別に望診と質問とを以て心身異常の有無を檢查せり、其回数各兒四十
二回なり。

今此結果に就き健康等級を別たんが爲め全期間異常なき者を甲とし、調査回数
の三分の二以上異常なき者を乙とし同じく三分の一以上異常なき者を丙とす
るときは、

甲八人 乙四十二人 丙〇

なる結果を示す。但し病者中就褥して休養せし者としては一名をも有せず、何
れも輕症なりしを以て特に病者を別つことなく心身異常者中に算入したり。

次に在團期間を前半、後半の二期に區分して其前後に於ける病者並心身異常の
多少を比較せんに

腹痛	後前 半半 七八	疲	勞	後前 半半 三三	頭	痛	後前 半半 五五	惡	寒	後前 半半 〇五
就眠遅れ	後前 半半 〇四	惡	心	後前 半半 三一	汽車	醉	後前 半半 一一	食思不進	後前 半半 〇一	
寢	後前 半半 〇一	下	痢	後前 半半 〇二	齒	痛	後前 半半 〇一	寢	冷	後前 半半 〇一
寒	後前 半半 一〇	船	暈	一六	内受診	五名	一回	のみの經驗		

以上を計算するに前後を比較し得ざる船暈を除くときは前半四十一症に對し後半は二十症なり。若し夫れ前半夜半に於ける兒童の課業に輕重ありとせば此結果の價值なきこと勿論なりと雖既に記せる如く後半の課業が前半に比して輕しとは認むべからず。之れを以て推せば兒童の身體は略々第二週或は着後三四日頃より轉地に基く諸障礙は漸次恢復し來り團の規律的生活に習慣するに至りたるものと認む。

(三) 體重の増減成績

加入兒童は東京出發の際及鎌倉引揚の二回に其體重検査を行へり。此前後に於ける數量計算すること左の如し。

検査人員四十五名。増減無き者二名。

減じたる者一名(〇・六斤)。増加せし者四十二名。

増加總數五八・一斤。但し増加總數は兒童中に六六斤なる過大數を示せる者ありしを以て之を假に検査の誤と見做し計算上検査人員より除外したるものなり故に

體重の増
減成績

平均 一、二八斤(三百四十一名強)増加(58.1-0.6%)

最大増加 五・七斤(一貫五百八十六名強)

最小増加 〇・二斤(五十四名)

七、結論

都會の小學校に夏期休養團を設くることの必要及有益なることドクトル、ピラの經驗に依りて全歐を動かしたる事實に徴して明かなり我東京市に於て之を催したるもの到つて少し然して本郷區の如く其組織に於て理想に近きものありしを聞かず、蓋し理想的休養團として恐くは東京市の嚆矢たるべしこれが收め得たる効果の大なること前述によりて其一斑を知るべしと雖直接關與したる吾人の見て以て其効果なりと確信し得べき項目を列記すれば

- 衛生上の効果
- 一、體量を増加したること
 - 一、海水浴によりて皮膚を強め且つ遊びを覺えたること
 - 一、健脚ならしめたること

結論

- 一、生水を飲まぬ習慣を得しめたること
 - 一、起居を規律的ならしめたること
 - 一、深呼吸と冷水摩擦の習慣を得しめたること
 - 一、食後含漱の習慣を得しめたること
 - 一、飲食物の好嫌を減じ且つ咀嚼の習慣を得しめたること
 - 一、轉地休養の衛生的價值を自覺せしめたること
- 教育上の効果

- 一、復習の習慣を得しめたること
- 一、言葉遣ひ及動作に禮儀あらしめたること
- 一、整頓の習慣を養ひたること
- 一、共同生活を味はしめたること
- 一、地理及歴史上の知識を擴張したること
- 一、軍事上の知識を與へたること
- 一、鎌倉の涙ある歴史は道德思想を確めたること

一、教師は兒童の個性を充分に觀察したること
 斯の如く得たる効果の多き、以て休養團の成功と稱すべし。唯一の恨事とも見るべきことありて五十名の兒童の内鎌倉にあること八日にして、ホームシツクを起して歸京したる某兒一名あり其動機眼疾出發前既に水泡性結膜炎を患ひ來鎌六日にして治す及夜間の恐怖心發動に因す。
 尙ほ參考のため、大阪市の一二小學校に實施したる「兒童の臨海教育」につきて、左に掲載する、虚弱兒童に限らず、一般兒童にも必要なことである。
 大阪市汎愛小學校に於ては貝塚に、大寶小學校にては淡輪に臨海教育を開設したるが、共に數年來の經驗を重ねたることゝ、何れも六七十名を收容し、一度この利益を知れる家庭は又翌年も申込む有様なり。その費用は汎愛小學校は五圓餘、大寶小學校は六圓餘にして、その期間は前者は二週間、後者は三週間なり。
 「フエリエンコロニー」の効果として確實に認められたるものは
 食物の好嫌を薄らげること
 起居の規律を正しくすること

自分にて始末する習慣を養成すること

自修の習慣を作ること

寝衣を著る習慣を作ること

體重増加すること

等主なるものにして、就中體重は一人にて六百五十斤増加したるものあり、平均男子二百斤女子三百斤なり、日課は早起して先づ父母の方に禮拜の後、教師の談話ありて海岸に出で、深呼吸を行ひ、午前は學科、午後は自修と水浴、夜は娛樂と定め、各自協力して食事を攝り、病人の世話をなし、村民とも馴染て心身共に裨益するところ尠からずと云ふ。

(四)平素の鍛錬 病弱兒童に對する取扱方につきて、平素の鍛錬を重んじなければならぬ、學校に於ける教授の上に手加減を加へたる上にも、し出來得べくんば休日殖民的の施設をなすにしても、其平生よりの鍛錬を等閑に附しては、到庭保健の實を擧ぐる事が出來ないのである。されば體質により、或は其兒童の氣分の如何等を察して、常に適宜の運動及び作業をなさしむることである。過激なる運動

平素の鍛錬

及び作業は課するを得ないのであるが、相應の仕事は課してもよい、虚弱なれば、とて、餘りに大事を取り過ぎては、却て病的の増進となり、養護の實に反するといなる、又彼等もそれに慣れて、精神的に懶惰なるものとなり、徒らに依頼心の増長、事業につきて忌避の癖性を馴致し、遂には全然意氣地なしの人間となりて、ますます身體は役に立たざるものとなり果つるのである。されば學校にても、又家庭にても、常に幾分なりとも平素の身體的鍛錬といふことを心がけねばならぬ。之がためには、豫め適當の仕事を見付け置きて、彼等個人毎に任すやうにすべく、或は教師が率先して、この種兒童のみを集めて、團體的に軽度の作業をなさしむべく、時には遠足運動等を催してもよいと思ふ、これにつきての實施方案は各學校に於て、慎重に計畫し、萬遺算なきやうなさねばならぬ。要は其鍛錬の度合ひに注意して、結果の反省をば怠らないやうにすべきである。

尙ほ此節の終りに於て一言したきことがある、それは劣等生につきての衛生的觀察である、劣等生は概して身體に缺點がある、病的兒童の多くは劣等生である、されば教育者は、教授上、劣等生と認めたるものあらば、よろしく醫師との協力をなして、

病弱兒と劣等兒

身體方面の缺陷を察知し、救済的手段を講ずべきである。左に記せるは島根縣三刀屋小學校醫藤原薫氏の研究に係る劣等兒男女合計百二十一人に見たる疾病の統計表である。参考のため、小學第十六卷第三號より掲載したものである。

遺傳微毒	一	貧血、營養不良	一一	腺病	六?
全身發育不良	二	鼻加答兒	二七	頸腺腫脹	二八
扁桃腺肥大	二四	腺樣增殖症	三?	咽頭加答兒	四
衄血常習	一	常習性頭痛	二	耳漏重聽	五
夜尿症	三	濕疹、白癬	七?	腋臭	二?
頭毛褐色	一	頭畸形(大、小)	三	扁平胸	三
脊柱後屈、左彎	七	外斜視	一	眼容痴鈍	一
眼球震盪症	一	顔面痙攣	一	三指缺損	一
舌運動不全	一	頭部火傷大禿	一	心臟瓣膜病	一
肚腹膨大	一	全く異常なき者(齶齒、トラホーム、 輕後屈ヲ含ム)	一		三〇

第七節 兒童の健康増進に關する各地小學校の注意

兒童の健康増進につきては、各種の方面より諸種の施設と、注意をとるべく、之がためには學校當事者は、學校内にありては、直接出來得る限りの衛生的手段を實施すべく、尙ほ家庭に向ひても、諸般の注意を喚起し以て學校衛生との聯絡保持に努むべきである。尙ほ又一般識者有志は、兒童生徒のために健康保護増進に關する社會的施設を講究すべきである。今日にては二三の小學校及其他に於て實施せられつゝある體育衛生上に關する實施案を掲載する。大同小異の點あるは免るべからざるところ、何れも其注意につきては参考とするものと思ふ。

(一)東京市學童健康増進案 左に掲ぐるは曩に東京市小學校長會に於て、委員を設けて調査したる兒童の健康増進案である。

小學校兒童を健康ならしむるに適當なる方法

(第二)本市小學校兒童の健康狀態は如何なる點に於て缺點あるか

(一)身長割合に胸圍體重の少きこと(二)筋肉の發育不充分なること(三)齒牙の不良なるもの多きこと(四)眼疾の多きこと(五)足の羸弱なること(六)抵抗の弱きこと

(第二)前項の原因

(一)空氣の汚濁なること(二)運動すべき場所の少きこと(三)外界の刺戟過多なること(四)徒歩の場合少きこと(五)保護の程度の過ぐること(六)勞力を嫌ふの念強きこと(七)間食の節度なきこと(八)郊外散歩を好むの習慣乏しきこと(九)心身鍛錬の缺乏

(第三)前項の缺陷を補ひ併せて其健康を増進すべき方法

(甲)小學校に於て施設すべき事項

(一)體操科に於て一層心身の鍛錬をなす適當なる方法を加ふること(二)毎年兒童の健康度を調査すること(三)兒童體格検査の結果を一層有効ならしむること(四)體育獎勵法を設くること(五)兒童姿勢の端正を期すること(六)運動會の方法を改良すること(七)成るべく外氣及日光に當らしむること(八)郊外運動の機

會を多くすること(九)簡易健康法を制定して之を獎勵すること(十)自由運動を獎勵すること(十一)運動場及遊具の設備を完成すること(十二)小學校には必ず屋内體操場を設くること(十三)校地校舍の衛生的設備を完全ならしむること(十四)兒童の爲に運動場を共通に開放すること

(乙)學校以外に於ける状態の改良を期すべき事項

(イ)家庭

一 住居に付て注意すべき事項

(一)住宅の通風換氣溫度を可及丈適好ならしむべきこと(二)兒童をして舊慣の座法を成べく少からしむること

二 食物に付て注意すべき事項

(一)成るべく衛生に適せしむること(二)間食を適當ならしむること(三)時間分量性質等(四)食時の時間を一定すること

三 服裝に付て注意すべき事項

(一)清潔(二)材料の衛生的たること(三)動作を敏活ならしむる様にすること(四)厚

著せざる習慣を養ふこと(一)成るべく襟巻手袋等を用ひしめざること(二)成るべく身體を緊束せざる様にすること

四其他に付注意すべき事項

(一)身體各部の清潔(一)皮膚を強壯ならしむること(二)齒牙及眼の衛生に注意すること(三)早起早眠の習慣を養ふこと(四)成るべく多く適當なる作業を課すること(五)成るべく多く適當なる運動器具を設備すること(六)成るべく多くの戶外遊戯郊外散歩をなさしむること(七)過度の修業の爲に運動の時間を減せしめざること(八)成るべく乗車を禁じ徒歩せしむること

(ロ)社會

(一)成るべく多くの兒童を目的としたる小公園を設置すること(二)市内各所に兒童を目的としたる體育場を設置すること(三)市區教育會等に於て衛生思想の普及を計り併せて運動趣味を鼓吹すること(四)小學校兒童の游泳を奨励すること(五)公衆衛生法を勵行すること

(二)兒童衛生心得 左に記せるは『兒童衛生心得』として、千葉縣師範學校附屬小學

兒童衛生心得

校に實施せられたるものである、初等教育紙上より轉載する。

(一)身體一般の衛生

- 一、早く寢て、早く起きよ。
- 二、毎朝、よく口を嗽ぎ、冷水で顔、頸、耳、手を洗へ。なるべくは、毎朝手拭を冷水に濕して、からだをぬぐへ。
- 三、三度の食事の外には、間食をするな、體えたるものと、熟せぬものとは、食ふな。
- 四、食ふときは、行儀よくすわれ、よく噛みて、しづかにのみくだけ。いそいでたべな。又、あついものと、つめたいものを、のみくひするな。
- 五、辦當は、すこしばかりもつて來るな。家でたべるだけは、きつともつて來い。
- 六、食事のあとさきは、すこしの間、身體をおちつけよ。運動して、喉のかわく時は、五分間、休みてひかへ目に湯を飲め。暑中は、湯、又は、わかしざましの水をのめ。
- 七、大便の、一日三度以上通する時と、三日以上通せぬときは、すぐ醫者にみてもらへ。
- 八、衣服は、あつささむさにつれて、ほどよきものを着よ。若し、ぬれた時は、すぐに

着かへよ。

- 九、寒中は足袋をはけ、襟巻をするな。
- 十、度々湯にはいれ。
- 十一、指に唾つけて書物をあけたり、又鉛筆のしんや筆のほさきをなめるな。
- 十二、かばん、辨當は、かたかたの肩ばかりでなく、時々、右左にとりかへよ。
- 十三、寝る時は、ねまきとかへよ。

(二)呼吸器の衛生

- 一、口をふさいで呼吸せよ、呼吸を深くすることに慣れよ。
- 二、頭を起し、胸を出し、からだをのばしてあるけ。
- 三、ほこりの中で呼吸するな、遊ぶときにもほこりをたてるな。
- 四、机にむかふときは、なほさら、すべて、何事をするにも、身體をかがめたり、または、胸をおしたりするな。

(三)眼の衛生

- 一、ひなたや、うすぐらい處で、読み書きするな、外から急に内にはいり、又は内から急に外に出たときは、すぐに、こまかいものをみるな。
- 二、ランプの光の、すぐ眼にあたらぬようにせよ。
- 三、書物は、眼から、一尺三寸ぐらゐはなしてよめ。
- 四、眼が、つかれたら、すこしの間、とほくを見よ。
- 五、塵など、眼に入つたときは、眼をこするな。指でかろく、上眼瞼を、外眦から内眦にむけて、徐かになでよ。かうしても、まだ、とれなければ、醫者の處へ行け。
- 六、眼病にかかつたものと遊んだり、または、手拭などをかきかりするな。
- 七、湯にはいつた後は、きれいな水で、よく顔をあらへ。

(四)耳の衛生

- 一、耳を打つたり、耳のわきで、つよい音を出したりするな。
 - 二、鉛筆、石筆、楊枝のような尖つたもので、耳の穴をかくな。
 - 三、水が耳の穴の中にはいつたときは、頭をかたげて、之を出し、入口をよくぬぐへ。
 - 四、物が耳の孔にはいつたときは、耳かきなどで搔き出さずに、醫者の處に行け。
- (三)兒童養護に關する注意 左に記せるは某學校に於て、實施せられ居る兒童養

護に關する注意である。この種の注意は各小學校に於てそれ／＼計圖せられつ
つあること、信するのであるが、要は實行如何にある。

第一 方針 全身の保護、健康の増進を圖り、強健なる體力を養はんことを期す。

第二 主義 訓育と相須つて鍛練主義をとる。

第三 施設 身體發育の助長を圖ると同時に寒暑に堪へ飢渴を忍び疾病に抵
抗ある體力を養ふべし。

深呼吸 毎日始業時前朝會式後一齊に之を行ふ、家庭に於ける腹式呼吸法の
獎勵。

冷水摩擦の獎勵 高學年兒童には毎年夏季より之を獎勵す。

寒暑抵抗 手袋襟卷等は成るべく使用せしめざること、一般に薄着獎勵。

身體の清潔 口中齒牙、頭部頭髮、手足等の清潔をはかること。

剪爪 剪爪は一般に怠り勝ちなれば、定期検査をなすこと。

被服の清潔 殊に肌着の清潔。
毎週月曜に於て検閲をなす。

運動器械の完備を期す

共同遊戯の獎勵 單獨又は少數にて行ひ得るものは之を避く。

運動の獎勵 徒手體操 毎朝會式後之を課す、授業中隨時二分間體操を課す。

運動會 春秋二季に舉行。

遠足 校外教授を兼ね行ふを例とす、春秋二季に舉行。

校舎内外の清潔法 日常清潔法(終業後三十分以内當番兒童)定期大清潔(每週

水曜終業後一時間兒童)長期休業中清潔法(特別大掃除小使と人夫)

飲食 辨當は成るべく分量を多くし夏季は湯を供給し食事の前後は過勞を

禁止す。

手拭の携帶。

唾壺の準備、机腰掛の適應、姿勢の矯正。

救急設備 休養室の設置。

身體検査 四月は省令に依り施行、十月は身長體重胸圍のみ(前回の分と比較し標準發見表と對照して父兄に通知す、治療を要するものあらば注意を促す)。

結果

トラホームの検診 毎月一回縣令に依る。
暑休前後の體重比較。
病氣缺席兒童の調査(病名病源を調査し統計表として兒童及び保護者に注意す。
感覺器缺損者席次變更。

京都市校長會の體育獎勵案

(四)體育獎勵法につきての注意 體育の獎勵につきて學校家庭何れも出來得るだけの注意をとるべきであるが、京都市校長會にては、嘗て體育獎勵方案を議決せるが、獎勵法に對する注意事項の要點は左の如し。

家庭に於て注意すべき事項

- 一、質素剛健の氣風を尙はしむること。
- 二、活動に不便なる服裝をなすの弊を去ること。
- 三、能く食ひ能く働くの習慣を養ふこと。
- 四、家庭の構造を改良すること。

學校に於て注意すべき事項

- 一、兒童の服裝。
- 二、飲食物の注意。
- 三、運動場の擴張。
- 四、運動器具の設備。
- 五、上下草履の區別廢止。
- 六、室外運動上地盤の改良。
- 七、運動場の開放。
- 八、机、腰掛改良。
- 九、小學校課業中知識的教材は午前、午後は専ら體育を獎むること。

第四章 教師の衛生

教師の健康

學校衛生を論ずるに當りては、教育者の衛生を論述する必要がある、何となれば、教師は教育の主動者にして、平素兒童に接近して、身體及精神界の觸接をなし居るものである、之が健否如何が直接に、間接に、兒童の身體の健康に影響するものである。

る。されば、教育者は、児童生徒のため、將た自身のため、國家社會のため、に、自身の健康を企圖する義務があるのである。依てこゝには、教師の衛生につきて二三の注意を述べやうと思ふ。

第一節 平素の鍛練

教育者は平素より攝生家でなければならぬ、又體育家でなければならぬ、健全なる心意の健全なる身體に宿るは言ふまでもないこと、さすれば教師は自分職務のため一大勇猛心を以て自己の衛生を重んじ、之を實施し更に之を他人にも及ぼさねばならぬ義務がある。

(一)運動 教育家は一面運動家でなければならぬ、少くとも運動を以て興味あるものとして、平素之を幾分づゝなり實施する人でなければならぬ。所謂運動は、山野の跋涉を以てするもよい、近郊市街地の散歩でもよい、或は自家庭園に於ける除草、耕作等もよい、或は朝夕肥桶を荷ふも妙である。或は鐵啞鈴を振るもよい、棍棒なり、球竿なり、随意の體操器具にて、規則的の運動をなし、身體を鍛練するは尙更よ

運動

い。又學校にありては、運動時間、即ち課業の休憩時間には、運動場に出でて、児童を相手に徒歩競走なり、駈足なり、又木馬、鐵棒、思ふがまゝの運動をなすがよい。児童を監護するといふことを忘却せず、而も自己の運動をするのである、放課時間になつて、公務の妨げなき限りに於て、ローンテニス、或は野球、或は又相撲、擊劍、柔道等を爲すも結構である。これらの中其一二にでもよい故、務めて實行をなすべきである。

遊戯

(二)遊戯 これは學校に於て児童と伍し、遊戯の練習をなして、一面には児童を獎勵し一面には自家の衛生に資するのである。無邪氣なる児童と伍して、餘念なく談笑し、嬉遊することは、心身にとつて無上の快樂であり、従つてそれが一種の運動となつて、身體健康の基にもなるものである。閑暇のとき、二三人集合するとせば、雑談して暮すよりは遊戯にてもなすがよい、大きな子供となつた積りにて、飛び廻り跳ね廻るがよい、斯くして各種遊戯の遣り方を心得置くことが必要である、何のことはない、村落の子守なり、又其他の児童の集まり居る所に出遇はゞ、直に遊戯の手本を示して實行さするがよい、よく遊びよく學ぶことは、學生に必要なのみ

ならず、教育者の如き大に必要である。遊戯の一種も知らぬ教師、唱歌の一つも歌へぬやうの教師では、到底兒童を指導することが出来ない。自家の衛生となりやうもなし、甚だ以て因循なる人間と化するばかりである。教師は氣輕に而も元氣よく、運動場裏に立ちて兒童の遊び相手となるべきである。

攝生

(三)攝生 次は教師の攝生である。身體鍛練をば積極的にやる一面に於て、又消極的に身體の攝生を重んずべきである。運動家たると同時に衛生家を兼ねずば、身體の健康を増進することは覺束ない。この故に家にあつても、學校にあつても、養生の工夫に専心し、之を實行するがよい。飲食物の如きも、滋養物を攝取することの必要なるは述ぶるまでもないことであるが、暴飲し、過食して、身體を傷ふことがあつてはならぬ。食事の方法など改めて言ふには及ばぬのであるが、規則的にやる必要がある。よく咀嚼して消化を善からしむるなどは、平素の習慣の如くになすべきである。

深呼吸

新鮮なる空氣を呼吸することはこれ又必要である。教師は學校にあつては、教室内にていろいろの微菌、或は不潔の空氣を吸ふことがある。教室内の空氣を清潔な

らしむることは、前に述べたのであるが、教師は朝夕新鮮なる空氣中に立ちて、深呼吸をやるがよい。出來得るだけ、この清潔なる空氣中に活動することを工夫するがよい。之がために朝起の習慣を附くること、効外散歩を實行するなど何れも必要のことである。

冷水浴等

冷水浴、或は冷水、摩擦の習慣を附け、毎日適當に實行することは、せひともやつて欲しい。體質にもよることであるが、この種の鍛練をば、毎日缺かさず實行するは、衛生上大に利益するところがある。皮膚の清潔を保ち得るのみならず、全身の健康を増進し、殊に腦の働きをば健全ならしむることに與つて力あるものである。

休息及睡眠

休息、及、睡眠をば適當に實行することも必要である。教育者の勞力たるや容易ではない。校務のために盡くさんか、これ日も足らずといふ程忙はしい。休息する暇としてはないのである。されど永く校務に従事せんには、適當の時期に腦を休めたり、身體を休息さしたりする必要がある。休む時間は、少時間にてよく休息の實を擧ぐるやうにすべく、又家にあつても仕事の間には身心休養の方法をとるべきである。働き通しといふことは、身體を衰弱せしむることになるのである。注意すべ

きである。睡眠時間など述ぶるには及ばないのであるが、少壯教育家の中には、自己勉強のために、毎夜多くの時間を充て、爲めに睡眠時間をば減縮して居るものが多い。夜間の睡眠をば、充分にするといふことは出来ないとしても、腦力の恢復せらるゝ程度、疲勞の挽回さるゝ程度までは、睡眠する必要がある。然らずば明日の活動に妨げとなる、一體教育者の事業の如きは、多くの兒童生徒に接觸して、之をば誘導感化するにあるを以て、毎日毎時元氣旺盛、生き／＼としたる態度を以て事に當らねばならぬ。意氣銷沈、惰容を以て兒童生徒等に臨むが如きは、教育の道ではない。されば休息、殊に睡眠時の如きは、適當に豫定し置き以て、睡眠すべき時期來らば、何事置きても就寝すべくやがて勢力の蓄積を計らねばならぬ。

以上諸注意の外に、尙ほ身體健康の保護及増進に關して、とるべき方法が少からずあることと思ふ。そは、何れなりとも、教師の品位を、失墜せざる程度に於て、實行するがよい。教育家の事業は、實に、其人の體力問題によりて解決せらるゝことと思ふ。平素營養物の攝取を始めとし、起居動作に至るまで、體育衛生の原則に合ふやうにする必要がある。之を以て、兒童生徒は勿論、一般郷黨のために範となるやうにしたいと思ふ。

教育者の
事業と體
力

第二節 精神的衛生

うにしたいと思ふ。

教育者の
精神衛生

教育家は體育衛生に注意すると同時に、特に自己の精神を修持する方法、及び精神の修練に關して、更に大に工夫する必要があると思ふ。即ち身體的鍛鍊をなす一面には、精神的衛生に心がくることである。由來教育家の事業は、平素兒童生徒に接して精神的の交感作用鋭敏となり居る上に、一方には兒童の父兄、即市町村の人士と交際し、之を指導することを務めねばならず、又一方には、監督官吏は勿論、其他各種の人間に接觸せねばならぬので、神経を痛め腦力を疲勞することが劇甚である。體育に注意なし、多少の衛生方法を實施し居る位では、この腦力の消耗をば恢復するとは出来ない。されば是非共、精神の衛生を計る必要がある。依てここに二三の注意を述べて、参考に供する。

(一)煩悶 煩悶などいふ文字を以てしてはどうかと思ふが、事實教育家には煩悶者が多い。其所謂煩悶にも、各種類あり、或は兒童生徒が、自分の思ひ通りにならぬ

煩悶せぬ
こと

とて煩悶するものあり、或は自己の教授方法につきて苦心の結果、煩悶するものあり、或は待遇の上らぬとをば苦にするものあり、或は他人の増俸などをば羨望して、之を氣掛りとするあり、又他方面より言へば、同僚との關係につきて煩悶するもあり、家庭の諸事情のために煩悶するものあり、或は若き教師の中には、人生問題に關して、さまざまの煩悶をするもあり、或は自己發展の念旺んにして、上級學校に入學のため、或は檢定試験等のために煩悶するものもある、要するに其煩悶たるや、様々にして一様に律することは出来ないのである。

さてこの煩悶などいふことは、精神を疲勞せしめ、従つて身體に悪影響を與ふるものである。之に執着せんか、精神作用は鈍くなり、記憶力は衰退し、想像の如きは徒らに妄想的空想的となり、判斷力は遲疑し、推理又は誤謬多く、感情はたゞ不規律に昂奮するのみ、意力の如きは其活動萎縮して事を爲すに懶く、要するに不平等となり、不満の人となり、薄志弱行、悶々の情に驅らるるのみである、身體は如何にといふに、この不平、この煩悶のために漸く影響を受けて、運動嫌ひとなり、食慾不振となり、遂には病氣の基となるものである。よし病氣とまではならずとも不活潑の人

煩悶と精神作用

間となりて、それが、教授に訓育に影響を與ふることになる、兒童の不利も測り知られぬほどであるが、教師其人にとりては、大なる痛手である、否寧ろ不幸の甚しきものとなり終るのである。

(二) 悪感情 教師としての資格方面より言はば、教師ともなるべき人が、悪い感情などに執着し居るべき理由はない、又従つて悪感情を有するなどいふことがあるべき道理がない、而して實際、教師の性情として考究するに、他人に對する悪感情の如きは、誰も有つものも、又之を有たうとするものもなからうと思ふが、自己の心情の持し方に於て、兎角悪い感情に囚はれるものがあるやうである、それは前に記せし煩悶と多少の關係もないではないが、教師の内には、極めて吞氣なるが如く装ひ乍ら、其實、非常に心配家がある、又最初よりして心配家として有名のものもある。何に心配するといふ、相當の理由あるでもなくして、たゞ何となしに鬱憂的の性情にて、毎日く送つてゐるものがある、兒童が面白く嬉戲して居るを見ても笑はんともせず、又子供が天真爛漫なる發表を見聞しても、之を樂まんともせず、陰氣な顔付にて教授訓練をやつてゐる、これは多く神經質の教師であるが、快活なる教師と

悪感情をもたぬと

教師の嫉妬心及猜

思へる人の内にも案外この種の神経質が多いのである。嫉妬心、だの猜忌心などが、比較的教育者に多い、これらは精神修持上褒むべきではない、確に悪感情である、同僚の成功を嫉視したり、他人の勉強や、研究をば、猜忌心を以て見たり、或は、又市町村人士の教育者に對するの行動をも猜忌心にて受付けてゐる向が多い。この故に同僚や其他が格別の苦心をなして、研究せる事柄に對して、之をば欽慕して賞賛するやうのを一向にしない。蔭にて惡聲を放つたり、中傷したり、罵倒したりする、されば同輩にても、先輩にても成功者ありとも、之をば謳歌せんとするものなく、たゞ負け惜みの批評など弄して、自己は大に不快のやうな顔をしてゐるものが案外に多い、この不快なる相貌や、陰險なる心情が精神修養上よろしくない。却て身體に影響して、不健康の誘因となるものである、甚だしきは、自己の小學校にて養成せる兒童などが、立身出世せるに遇いても、衷心之を喜ばんとせずして、相變はらずの負け惜みを言ふてゐる、狭量といはんか、知見不足と評さんか、誠によろしくない現象である。

怨言叱咤と怒號

怨言を放つたり、叱咤し、怒號することも、よくない感情の發露せるものである、怨言は女らしい、徒らに叱咤し怒號するは、人を教導し感化するものゝ、とるべき常道ではない。而もこの種の感情に執着して、校長を怨むもの、同輩を咀ふものあり、いつも同じやうな心持ちのみ繰り返し居りて、一向に晴れくした氣持ちにならぬものがある。職員會議の如きは、やゝもすれば、この種怨言や、怒號や、不安心や、いら／＼の展覽會になつて仕舞ふことがある。一寸したことを根に葉にもちて、いつになつても、それを持ち出しては、相互に氣を悪くしては、膨れ顔をしてゐる。其顔で、兒童の前にも立つ、其心で、兒童をも教へる、自分は又、其れがために、精神的自殺ともなり、身體上の損害をも蒙りつゝ、いゝるので、教師、兒童多大の影響を受くる、こゝとなる、僅かな問題に醒醒して、つゝイヤな心持ちを以て、生活せねばならぬやうになる、何といふ因果なことであらう。教育者は大に胸襟を濶大にして、衆を容るゝの雅量を備へねばならぬ。

清淨なる心を持つて

(三)清淨なる心　これ教師として極めて大切なる精神上の修養である、前記の如く、不平だの、怨嗟だの、煩悶などいふ、汚らはしい混濁せる心をば、一活して、清淨無垢塵一點もない、清い澄み渡つた心になつて欲しい。この心は修養上直ちに持する

ことができる、而して狭量にて、衆を容るゝことが出来ず、寛容の徳、以て人に接することができず、又野心や慾心にて堅められた思想感情を有するものには、到底この清浄なる心を養ふことは出来ないのである。教育者には、相當の霸氣はあつて欲しい、而し、野心や慾心は禁物である。野心にもいろいろあるが、何れもよいものとは思はれない。慾心は誰しもないではないが、教育者としては、この念は無頓着であつて欲しい。この野心といひ、慾心といふものゝために、精神は涸濁して、漸くに收拾すべからざるものとなる。こゝに於てか精神修養の必要が生じてくる。

精神修養は、人性一日も缺くべからざる慎みである。これが即ち精神の衛生である。生々たる清浄心を以て萬事に當ることが大切である。松の操といへる誌上に「心を洗へ」と題して、左の如き記事があつた。

心を洗ふと申すと可笑しい様に聞えますけれどもよく考へて御覽なさい、人の顔も一日洗はずに居ればいつの間にか垢が溜まると同様に人の心も無形の垢が澤山溜まる者です。身分不相應な慾心が出たり、他人の榮華が羨しくなつたり、つまらぬ事に腹が立つて見たりする事があるとそれが皆んな心の垢になつて

心を洗へ

溜まります。もしや鏡にうつす事が出来たら、嘸不潔い者でせう。顔の垢を毎朝洗ひ盡す必要があれば心の垢も毎朝洗ひ落さなければなりません。然らば如何して心の垢を洗ひ落すかと云ふのになれば人々によつて色々な工風もありませうが、まづ耶蘇教信者ならば神に禱りを上げるとか、或は佛教信者ならば佛壇の前へ行つて念佛を唱へるとか、或は大神宮に拜するとか、或は人によつては古人の訓言を三唱するとか、つまり神聖なる神や佛に對して我が心を清潔にするのが何よりも好い方法だらうと思ひます。

吾人は敢て神佛の前にて、精神修養をなすべしとは申さぬ、たゞ人たるもの、特に教育家たるものは、毎日毎時自ら精神修養に務めて、せめては心の汚れ、曇りの、かいらぬやうに氣をつけたいと思ふのである。この注意によつて精神は和平に、又身體は何の故障も生せず健康を全ふすることが出来るのである。心配や、不平、怨恨は疾病の基ひ、人間の常道ではない、特に人は人を感化し教導せんとする教師のとるべき途でないことは明白である。

(四) 積極的精神修養 此れ精神の衛生上鍛鍊的方法である。清く美しく、濁り

精神修養
の極
になせ

なき心を持つるその必要なるは前に述べた通りであるが、こゝに所謂積極的の精神修養とは、知に對する蘊蓄をなるべく多くし、且は之をば消化し、精鍊すること、特には修養上の知識をば多く藏するやうにすることである。一體今の教師のなかには、比較的研究的態度を持って、教材なり各種學科をば眞面目に研究する人士に乏しいやうに思はれる、即ち各種知識をば藏することを忘れて、徒らに俗界の知識否愚にもつかぬことばかり考へたり、思つたりしてゐる故、煩悶病に罹つたり、不平家不満家になつて、我れと漸々自殺するやうの不幸となるのである、言はゞ頭が不足である故に、他の碌でもなき愚痴が跋扈するのである、之に反して、相當各學科の蘊蓄をなさんか、知囊は段々と擴がり、識見も附きて、不快なる感情も不満足の言辭も表はしたくはない、充實した知力には、強い根底があるので、弱音を吹いたり人を怨んだりするやうのことにはならぬ、ますゝ潜心して、修養／＼と進むばかりである。

感情の修養

又感情とても、其通り、喜怒哀樂に對する練習を相當になすがよい、而もよく理性との調和に注意して、感情のみが、獨り盲動せぬやうに注意する必要がある、就中、同情や愛情などいふ高尚なる情緒をば、修養するがよい、それには大教育家の傳記や及び偉人傑士の傳記に接して、教師の餓え切つたる情に培ふことである。感情の冷淡にして、殊に悪しき感情に驅らるゝは、感情の蘊蓄が不足せるからである、實際教育家なるものは愛嬌家にて他人をソラさぬやうにせねばならぬ職業である、それが無愛想甚だしく、いつも立腹せるかの如き態度なるは、感情に渴してゐるからである、大に感情の修養につき務めねばならぬ。

意志の陶冶

次は意志の陶冶である、精神の積極的修養には、この意志をば等閑に附し去りてはならぬ、強固なる意志、強い元氣の意志にて、事に當るのである、遣り初めたならば、挺でも動かぬといふ決心にて、萬事に當るのである。思い立つたことは、巖をも透すといふ鐵石心が必要である、これも修練するのである、而してこの修練には、何もむづかしいことはない、實行するが第一である、教師は何事も、氣を軽く、身も軽々、行動せねばならぬ、グヅ／＼してゐて、萬事骨惜みするやうのどではよろしくない、この努力あつてこそ、精神の全作用は、いつも清々と活氣に充ちて、一向に溷濁するなどのことはない、従つて身體に病氣を受けるやうのこともなくなるのである。大

にこの種方面に於て覺醒して欲しいと思ふ。

第三節 教師の疾病豫防

教師は衆他兒童の中に立ちて、比較的多方面に心を配り、且は身體を勞し、精神をも疲らし、尙ほ又無數の微菌中にて活動するものなれば、身體の健全を計ると共に一面は疾病の豫防をなさねばならぬ。之がためには、生理衛生の大意に通ずるのみか、各種傳染病豫防上の心得、或は其他特種の病氣につきて豫防法を知り置くべき必要がある。吾人は今こゝに一々病氣を記述することはせぬが、たゞ教師にとりて、最も注意すべき呼吸器の養護につき、並び肺病豫防法、神經衰弱等の病氣につき、簡單に記して、他は教師諸君が、自衛上大に工夫し注意し研究せられんことを仰望することとする。

(一)呼吸器の養護 教師は毎日毎時音聲を使はねばならぬ、この音聲は呼吸器に關係する、勿論呼吸器さへ完全なればよいといふわけではない、身體何れの部分も健全でなくてはならぬが、別して、鼻、喉頭、口腔、氣管、支肺等が健全でなければならぬ、

呼吸器の
養護につ
きて

其鼻、口、喉頭、氣管等につきては、主として空氣が關係する、食物なども口や喉頭には關係するのであるが、空氣が一番大切である、前にも空氣のことにつきては述べたのであるが、清淨新鮮の空氣を呼吸して、呼吸器の疾患にかゝらぬやう、且は全身の健康をも保護せねばならぬ、呼吸器に異常あると音聲が嘎れてくる、之には種々の原因もあるが、左記の説の如きも一考すべき價值があると思ふ。

音聲と健康

音聲の嘎れたるときは注意しなければならぬ。是れは多くは喉頭に病變があつてそれが爲め延て聲帯に變調を來するのである。最も聲帯自身には何等の病變がなくて聲が立たなくなるものがある。是れは音聲衰弱症又はヒステリー性のものであるが、病的變化の爲に聲の出なくなる時は、聲帯に潰瘍が出來たり、神經が痲痺して聲帯が合はなかつたり、又は聲帯に色々の腫物が出來て之が邪魔をなして聲帯を合はさないなどが原因をなすのである。いづれにしても聲帯は喉の奥の方にあつて、此處はモウ空氣ばかり通ふ處で、液體などの行けぬ處であるから、音聲の病氣のある人には含嗽は全く無効で、吸入を最良の素人療法

音聲と健
康

とするのである。聲帯の運動は唯聲帯が病氣するばかりでなく、之を動かす神経は一度頸から胸に下り、再び頸部にあつて聲帯に分布するのであるから、其關係部分は頭蓋内から胸腔まで廣がつて居る。故に聲の立たぬ人は唯喉の病氣とのみ思はずして、胸の方を調べて貰はねばならぬ。脚氣などで聲帯の運動が不充分になる事もある。(實業の日本廣瀬醫學士)

寒冒に罹らぬやうの注意をなし、新鮮の空氣特に温度の適當なるものを呼吸することも必要であるが、教師は、平素教授上、音聲の使用をば有效になすべき必要がある。徒らに大きな聲を出して説明し、訓戒するが如き、或は聲の囁るゝまで數時間連續して、音聲使用の教科をつゝくるが如きも考へねばならぬ。又白墨の飛散せるものをば吸入して、ために音聲を囁らすものなどあり、寒風中に吹き曝されて、ために咽喉を害するやうなこともある。よく平素自己の身體に注意して、經驗の上より、其時に臨みて、適當なる豫防法をとらねばならぬ。この不注意よりして、遂には漸くに濟ふべからざる大患を生ずることゝもなる注意すべきである。

教師の神經衰弱

(二)教師の神經衰弱 教師には神經衰弱者が比較的が多い、こは腦の過勞が原因

若き教師の苦心

すること大なるものがある、これも前に述べたことではあるが、今日教育者の多數は徒らに氣のみアセリて、何の彼のと心配が多いやうである、外界や當局者などの刺戟も少からず影響するのであるが、教師自身が、誠に小膽にして、色々の事に手を染めんとして、苦心慘憺、而も其事が多すぎる嫌ひがあるので、實際は奏效せぬ故、教師はますゝ煩悶をする、心配をする、これらが神經衰弱に大に關係してゐる。

又若い教師の中などには、向上發展をアせるものがある、學校にては毎日數時間奮戦苦闘し、其疲れ切つたる身體を漸く支へ歸りて、又深更まで何かと研究するこれ敢て、すべて悪いといふではないが、斯くの如きをくり返して、毎日苦悶に苦悶を重ねる、そこで神經はますゝ興奮される、殊に飲食物とても、充分の營養をとるといふことは許さないので、身體も衰へてくる、同時に神經は活かぬやうになる。やがては之をばますゝ氣にして、譯も分らずして、奮勉強をする。腦は過勞のため、ついには其可能性を失ふやうになる。大に注意すべきことゝ思ふ。左に記せるは教師の神經衰弱症に就いてと題して、プロフェッソール、ドクトル、アレキサンデルビルツ氏の述べられたるものである、兒童研究紙上より轉載せるものであ

る。

アレキサンデルピルツ氏が埃地利學校衛生會にて演説せる大要を記せば左の如し。

教師神經衰弱病

二十世紀は神經質世紀なり。既に神經衰弱症が時代病なる以上、たとひ教師が神經衰弱なりとて驚くに足らず。既に神經衰弱症患者が大負擔を負へる以上、教師も亦之を負ふは疑ふべからざるなり。而して其根治療法なる「休暇中に出來得る限り身神を休むること」を最も熱望する者の一は亦た教師なり。

されど吾人は神經衰弱症に罹れる教師を見る毎に、吾人は其の職業中特に神經を害する事項の多きを認めずんばあらず。

凡そ各精神作用を二大別する時は智力的の作用と感情的作用となる。而して精神疲勞の度は個人的に差異あるものなり。例へば星の運動を研究する星學者と人命を其手に握る外科醫とは自ら相同じからず。然れども他の頭腦を使用する職に在る者と比較して教師は一層疲勞を感ずる者なりと思惟するは誤なり。

一方に於て教師の神經衰弱症を起こす原因は其職業の單調なるに在り。而して此單調は精神を興奮せしむる所の事項なるにあり。教授し、懸念し、教材を用意する等の外に其態度、談話の模様、服装等悉く常に生徒の觀察を免るゝ能はず。教師は教授するのみならず又躑をも爲さざるべからざるなり。又教師は四六時中自己の感情を支配し忿怒の起こることあるも之を抑壓せざるべからず。喜怒哀色にあらはすは教師の爲すべからざる所なり。此の如く強烈なる自己抑制を爲さざるべからざることは道德的低能兒又は精神異常兒を扱ふ場合に如何に屢々なるべきか、心痛、興奮、注意、憤怒を起こすべき源泉は教師には如何に多きかは蓋し察するに餘りあり。一時間終れば教師は教場を不機嫌に且つ怒りつゝ去るにあらずや。次の教場にても教師は又之れを繰り返さざるべからず。彼れ等は精神を休むるの暇無きなり。

神經衰弱の症候 職を探るの興味を失ひ、思考を集中すること能はず。瑣事を氣にかけ。夜は不眠にして日中は却て眠り。刺戟せられ易く。忽ち怒り。感じ易くなり。頭部壓迫の感。心機亢進。「ヒポコンドリー」的の苦痛。食思不振

なれども一時性善飢を起こすことあり。午後及び夕は稍々輕快すれども午前
は甚だ苦痛なり。

神經衰弱症の意義に關しては大なるものありと雖、決して精神障礙に移行する
ものにあらず。然れども此疾患自己は患者自身に甚だ苦痛なるものなり。職
業を取る事能はざるのみならず周圍も亦之れに對しても甚だ嫌惡す。其中最
も之れに苦しめらるゝ者は家族の外兒童なり。健康なる教師は決して怒らざ
れども本症を患へる教師は此くの如くならず、生徒は之れを學校の暴君として
恐怖するに至る。されば生徒をして尊敬に代ふるに恐怖の念を起こさしめ、正
義の念を損傷せしむるに至るものなり。

神經衰弱症の療法 豫防法最も必要なり。之れを行ふには原因を知らざるべ
からず。或る原因の如きは到底除く事能はざるものあり。例へば原因が兒童
の側に在るものの如きは、兒童が其兒童なる以上、如何とも爲し難きが如し。然
れども原因の中多くは外因性のものなるが故に職業を變更せざる以上、之を除
く事能はず。故に只教師が之れに對する方法を變更して、以て成るべく本症に

罹ること少からしめんとするの外なし。校長は經驗豊富なる者ならざるべか
らず。此の如き校長は常に教師に適當なる助言をなして、以て本症を豫防する
に努めざるべからず。地位を變更する事の佳なるは明白なり。多數の文章を
添削することは制限せざるべからず。又添削の時間を多く受持てる教師には
一週間の受持時間數を減せざるべからず。又大學風に一時間の四分の一を休
息時となす如き方法も可なるべし。又教師は精神異常兒童に關する智識を供
へざるべからず。適當なる時間に此の如き兒童を教室外に出だす等の事は該
兒童に取りて可なるのみならず、教師自身も心痛と面倒とを減するを得て神經
衰弱を起こすの機會を減するを得べし、且つ、アルコール、酒、ニコチン、煙草等、過度
なるを避くべし。最も可なるは木馬を造り、精神を全く放擲し、園藝、郵便切手蒐
集道樂等を爲すにあり。

然れども教師は神經衰弱に對しては一部分到底避くべからざる有害なる職に
あるものなるを知る。されば生れながらにして神經健全ならず、神經系統纖弱
なる者は教師とならざるを可とす。元來教師の職は貴く且つ愉快なるものな

れども、此職に當る者は心身共に偉丈夫なるを要すればなり。

(三)特に肺病の豫防につきて、肺病は實に恐るべき傳染性の疾患である、この病氣のために、幾多有爲の青年男女の學生教師等が、不幸短命に終るか知れない、老年者ともこの病氣のためには、又如何ともすることが出来ない。而して比較的この種病氣に罹り易い境遇に居るものは、小學校教師である、左に記せば、小學校教師の肺病と題して教育時論紙上に掲げられたものである。

近頃出來の統計に據れば、全國小學校教師の疾病中千に對する四十三は不治の肺結核症なり、世界中最も肺結核症の多きは活字及び棉花の職工なるが、我小學校教師は夫等よりも尙高率を示し居るを以て、先づ世界第一と謂ふべく、加ふるに近年の統計は生徒教師共に呼吸器病の増加を示し居る爲め、當局は大に痛心し居れり、何故小學校教師に斯く肺結核患者多きかと云ふに、當局の見るところには、師範學校卒業生には極めて稀なるも、(一)他より入來る者に多く、(二)其業務繁雜にして健康に可ならざる爲他より傳染し易し、(三)而も同症に犯され乍ら比較的勤め易き爲退職する者少く、(四)給料薄きため營養不良に陥り易く、(五)又向上心有る者

小學校教師の肺病

は争ふて中等教員たらんとし、同檢定試験を受けんと過度の勉強を爲す者多きに因るといふ、之が救済策は各教室内に痰壺を置く外何等の設備なき歐米にては教師たらしむる際極力身體検査を行ひ、之が絶無を期し居るのみならず、教室内教師と生徒との間に一定の間隔を保たしめ居れど、我が國にては何等制限なき爲學校に依りては極めて接近せるあり、其傳染の虞れ寒心す可き者ありと。如何にも肺病は、恐ろしい病氣である、教育者は平素我が身體につきては、積極的に鍛鍊主義にて健康の増進に努め、衛生を重んじ、この種の病氣を排斥せねばならぬ。少しにても油斷があると、或は乗せられないとも限らない、傳染の不運に陥りては、容易に全治しない、左に記せるは山梨縣病院院長澤醫學士が山梨縣教育會第二十五回總集會に於て演說せられたる、肺結核豫防法である。時節柄教育者は、細心精讀する必要があると思ふ。

如何にして肺結核を豫防し得べきか

私は如何して肺結核を豫防し得べきかと云ふ問題に就て少し所見を述べて見たいと思ひます、時間がありませんから只所信の一端だけ申上げて詳しい事は

肺結核豫防法

後日の機會を得て申し上げたいと思ふ。

本問題は特に教育の任に當らるゝ人々の尤も必要な事であらうと思ひます、或學校に於て作文の時に學校教師と云ふ題を出した所が、こんな答案が出た、教師とは身體の瘦せた聲の大きい人であると、これを一見して學校教師に肺結核の多いことを説破したものであります。

從來等閑視されてゐた本問題も近來漸く之を講究するの緊急なるを覺つて昨年東京や大阪に此の豫防會議を開く、白十字の如きも之に手を染め出す、又近く赤十字社でも年々三十萬圓を投じて豫防費に宛てると云ふやうになつたのは一般の機運の熟したもので喜ぶべき現象である。

北里博士の説によると日本の肺結核死亡者の最も多いのは十五歳以上三十歳未滿で西洋では五十歳から六十歳の間に於て死亡者が最も多いと云ふ事です、同じ死亡でも日本の死亡は青年に多いと云ふ其原因は小學校教師に肺結核患者の多いことが尤も有力なる一因を爲してゐるであつて世間の進歩に伴れて本問題の如きは愈よ世の視線を曳くやうになつたのである。

最近の統計に依つて見ると、明治四十五年の教師の總數は十四萬四千五百六人で其内死亡者は千二百二十五名あつたが内三百七十七人は肺結核で亡せたものである即ち一萬人に對する二十六人であり、所で全國の統計に比して見ると人口一萬に對する十六、五が肺結核の死亡率なのであるが教師の同病死亡率が一萬對二十六の多數を占めて居るので、一般の人口に比して學校教師に肺結核患者の多い事は一目瞭然たるのである。

尙内閣の統計に依つて肺結核患者の數を職業別にすると第一が銅版石版活版職工で其次が學校教師で多い方では有らゆる階級と職業とを通じて第二位であるのだから頗る心細い譯である、文部省の調査を見ても學校教師の死亡原因の第一が肺結核であると明言してあります、苟も日本の小國民を對手にしてゐる教師が己れの口より結核菌を常に之等に吐き掛けて益す病菌を蔓延せしむる如きは實に國家の爲めに大に憂ふべき現象である。

以上の統計によつて推定するに現在の教育者百名の中には六人二分の肺核患者がある事になる、何故如斯蔓延したかと云ふは一は結核菌の抵抗力が強い爲

で御承知でもありませんが、肺病者の痰である、此痰を乾燥しない時には此の中に結核菌は數十ヶ月間生きてゐる、又便所などで痰をしても其菌は一ヶ月間位は生きてゐる、水へ入れて置くと一ヶ月間生息してゐる、雪の中でも數週間の壽命を保つてゐるのです、故に肺病患者のゐた借家などに移轉するにしても、いゝ加減に掃除して直ぐ引移る、甚だ危険千萬な事でありませう。

此微菌は日光に遭ふと早く死滅するのです、然し直接日光に晒されても二三時間間は生きてゐる、光線の薄い時には二三日間位は生きてゐる、煮るとしても沸騰してから五分間以上経ねば死なゝい、尙二十倍の石炭酸でも、二十四時間もかゝる、ホルマリン液などは殆んど無効で餘程強いホルマリン液ならば少しは効力がある、如斯菌の抵抗力の強いに拘はらず、一方に於て肺病患者を餘りに輕々視して豫防を敢て爲さない爲めに益す蔓延するのであります。

教員諸君は何うして之を豫防するかと云ふに、病氣は一の戦争である、戦争は先づ敵を發見しなければならぬ、此結核菌と云ふ敵を發見せんが爲には健康診断が大に必要なので、此診断は生徒には勵行するが先生方は一向に實行しない、こ

れが尤も必要なもので、其結果不幸にして教員中同患者を發見した以上は之を教壇に立たしむるは大に危険千萬であるから一定の期間中休養せしむると云ふようにして貰ひたい、取りも直さず肺病患者は一の注意人物なんだから勿論宿直の如きを之を禁じて貰ひたい。

次は抑も教師に採用するの際に健康證明證を徴するようにしたい、私の希望としては日本の各社會を通じて其人を採用する際には必ず此健康證明證を徴する事にしたいのです。

本年の師範學校卒業生中にも結核患者が一名ありましたので私は個人として忠告した、よし赴任しても自分の爲め又他人の爲めにも暫らくせいやうしたがよいと、學校の當直室ではなししながらくちから絶へず微菌を吐き出される、實に恐るべき事である、學校教師の如き一片の免狀のみで兒童の教育に當らしむるは甚だ危険で免狀と同時に健康證明證を與ふるようにしたい、萬一其患者に全治の見込の無い場合は所謂一殺多生で斷然其職を去らしめ且救護の法を講ずるようになりたい、之等は甚だ困難でもあり種々の情實もあるからして、今日の

日本の場合は容易の業ではありませんが、せめて個人的に豫防法を講ずる様にしたいが、之を豫防するには如何にすべきか、多くは御承知の事でもあらふが。第一としては肺病患者に接近しないが一番である、健康體のような顔はしても肺病を潜んで居る人が甚だ多いのです、諸君は之を知らず、同僚として日常交際して居られる事は頗る寒心に耐へん次第です、故に健康診断の上同僚と雖も結核患者を除外するがよい、氣の毒だと云つて其儘にして置くと病菌が傳播する、甚だ有がたくない事だ、故に校長たるものは部下の教師に對しても青い顔をして居る人の健康には餘程注意して、終には父兄懇話會などに父兄から抗議を申込むようにもして見たいと思ふ、自分の大切の子供の受持の先生が肺病なんて來ては抗議を申込ますには置かれぬ。

教師の結核患者に就て一例を申上げると場所は申されませんが年齢四十五六の男教員で顔の少し蒼黒い人で二十ヶ年間も教育に従事してゐた、其間只の一日たりとも病氣で缺勤した事がなかつたと云ふ其人が不幸にして三人の妻を失つたのです、第一の妻君も第二の妻君も第三の妻君も何れも肺病で死んだ、而

して子供は五人もあるが内二人は結核性腦膜炎の爲に倒れたが御自分は平氣なものであつた、然るに其人は不幸にして感冒に罹つた、只輕微なる此感冒が何ぞ計らん恐るべき惡魔ならんとは其人の左の肺の上葉は己に第三期の結核に罹つてゐたので其痰を検すると無數の結核菌が存在してゐたのです、其恐るべき惡魔は最愛の妻を三人迄も殺し子供をも殺し而して今や其人をも殺さんとしつゝあるのです、此先生は多年其毒菌を子供に吐き掛けて子供を殺して居たのです、斯如例は非常に多いのである。

大學病院で私共が助手してゐる當時外科の方の看護婦が二三人常に内科に入院するような事があつた、外科の看護婦が内科に入院する、其理由は判らない看護婦同志を調べたが何うも判らない、何れも平常は健康なのです、夫れで最後に強制的に看護婦全員の健康診断をした所が其中で數年來精勤者たる一等看護婦で立流な結核菌の所有者があつた、それで已を得ず退職せしめたが、それ以來外科の看護婦で内科へ入院する者が無くなつた。

統計に依つて示される通り人口百に對する六、二人の結核患者ありとすれば吾

々は日夜此微菌に包圍されて居る事を自覺して大に豫防法を講せねばならぬ。第二の豫防として體重を計る事が第一である月に一回位は己れの體重を計る事が必要である、多くの患者は君の目方は何の位ある、脈は何の位と問ふても自分の身體を自分でも知らない人が多い、苟も教育者たるものが自分の健康状態をも知らんでは致し方がない、月々の體量に依つて減じた時には如何なる譯で目方が減つたか位を考へるようにして貰ひたい、斯くして健康診断を連續的に實行して體重の増減に注意を拂ふ事が結核豫防上有力なる参考となるのである。

第三には先生は老成ぶらないようにして貰ひたい、子供と一所に遊ぶのは威嚴を損すると云ふような考へは起して貰ひたくない、師範學校を卒業してから一年と経たない中に死ぬような人もあるが、之れ師範學校在學中は規則正しい生活を續けた爲めに健康を害さなかつたが一旦社會へ飛び出すと生活が一變して自由になる、自由になれば我儘になる、而して其急激なる生活上の變化の爲に身體を虛弱にし遂に發病するやうになると、一方では老成ぶつて學校などでも

餘り運動をしない、運動不足の爲めに身體が弱くなると云ふ事になる、此缺點は殊に西洋人に比しておほいようですが、わたくしは何處迄も師範學校在學中と同様に運動もする、老成ぶらずに子供と一所になつて遊戯でも何でもすると云ふ風に希望します。

第四は酒や煙草を用ふる事は面白くない、或人は酒は疲勞を感ずる者だ、勞苦を忘れしむる者だ、陶然の酔は下戸の想像も及ばぬと云ふが、其酒は何故悪いのかと云ふと、即ち酒精分があるからである、酒精は消化力を障害する、一時に昂奮する時はいゝようであるが、其消化機能を傷害するの罪や實に大なる者である、煙草も亦大變に有害である、煙草にはニコチンと云ふ毒が潜んで居る、彼の敷島一本の中にも含有せるニコチン毒は決して尠くはないのだ、ニコチンは兎に角煙草の煙りは口中の微菌を拂ひ出すとか消殺するとか云ふがそれは嘘だ無益無害、煙りには斷じて殺菌力杯はない、煙草の爲には第一に傷ふのが呼吸器だ、さもなくば諸君は毎日教場に於て五時間餘も塵埃を呼吸して居るのだから其上煙草のニコチン毒では溜つた者ではない、故に成るべく節約した方がよい。

昨年來木精問題が八釜しくなつた、木精は腦膜炎を起し失明たらしむるので、獨乙の伯林では之が爲めに一騒動起きた位で、職工寄宿舎に此木精の大中毒があつたのだ、木精は腸胃を害し呼吸器を痛める、故に結核の感染には都合のよい譯だからこんな都合のよいものは須らく都合悪くして貰ひたい。

第五、冷水浴や冷水摩擦を勵行して皮膚を健康にして感冒を防ぐようにして貰ひたい、冷水浴冷水摩擦は精神を爽快にし腦神經衰弱などは絶體に無くなるので、此水を頭から浴ると云ふ事は甚だ簡單であるが意思を強硬にし精神を鍛練するに特效がある。

最後に營養を盛んにする事が亦必要である、營養を盛んにすると云つても贅澤をしろと云ふのではない、新鮮な空氣、日光、清冽な飲用水、之れ營養である、戶外運動を盛んにして日光に射る、諸君の蒼い顔が黒くなるとこれ其營養の盛んなる證據である、諸君は何うしても顔の色を黒くしなければならぬ。

此頃のように米が高くてはお互に迷惑しますが、併し米よりも私は麥飯を奨勵する、麥飯は私今日自身に食べて居る、所で困つた事が出来た、それは下女から抗

議が出たのです、理由が面白い、私が町へ奉公に來たのは白い御飯を喰べたいからだ、麥飯を食ふ位ひなら山に居ると云ふのです、至極御尤もの譯で健康診断しても理想的に色の黒い太つた體格な下女ですからそれで此下女へは白い飯を食はせる事として、私は今日でも麥飯を食べて居ます。

次は肉食を奨勵したいが、牛肉は値段が高いから可成豚肉を食つて貰ひたい、日本の食物の缺點は脂肪の少い事である、故に宜しく豚を食べて脂肪分を攝取して豚太りに太つて貰ひたい、尙經濟上から云へば馬肉が尤もよい、馬なんと云ふと甚だ下品に聞へるが、馬必しも馬鹿にならず、蛋白質の如きは牛より多い、牛は百瓦中十%であるが馬は二十四%である、併し脂肪分は牛より稍少い、而して肉は少しく臭い、雖然臭いなかんかは何でもないので、今日の日本の經濟状態から見ると馬肉を食ふ事が尤も適切なのだ。

一體食物は自分で食ふのであつて見れば決して見榮を張るの必要はない、味噌汁も結構だ、あの味噌の原料たる豆の中には蛋白や脂肪や鹽分が澤山あつて甚だ滋養に富んで居る、豆腐、油揚、中々結構だ、豆の力たる寔に偉なり矣で、モルモ

ットなどは豆の殻で製造したものだこれはちと不消化であるが、滋養はある、落花生——南京豆と云ふ奴、これも五十%の脂肪を有て甘い、美味で安價だから宜しく食ふ可し、天麩羅などは夏期は下痢を催する氣味もあるが冬は大に可なりだ、何んでも酒なんかは吞まなくてもよい安くて滋養分の多いものを選択して澤山食ふようにしたがよい。

以上述べた事なんかは諸君が業に既に御承知の事なんで改まりて説く要もないのですが、之れが實行は中々困難である、我々の四面は恐るべき微菌の爲に包圍されて居るので、豫防法の實行に就て決心を固める事が尤も緊急の必要事である、道徳も説く事は易いが實行が困難であると同様、衛生上の事も實行が肝要で、如何に豫防法を知つてゐても實行しない時には結核菌は遠慮も無く飛び込んで来るのだ、冷水浴なども明日から直ぐと實行して貰ひたい、學校教師の結核問題は子供に影響する許りでない、之を等閑に附するに於ては將來國家に對して大禍を醸す大原動力となるのであるから、お互に健康診断を勵行し此豫防を實行して大にしては國際的健康を保持し、小にして自身の防衛に盡さ

なければならぬので、職を育英に有する諸君は先づ第一に之れが先鞭者たらん事を希望する餘り此席上極めて簡單にお話した様の譯であります。(終り)

第四節 教師の注意すべき各種衛生

以上、教師の身體精神並びに特殊疾病に關して衛生的の注意を述べたのであるが、尙ほ學校に於て、特に教師たるものが相互に注意すべき諸般の衛生的事實を列擧してこの編を終らうと思ふ。

(一)教員室の清潔　こは小使の主として掃除するところで、教師諸君が自ら手を下して掃除するやうなことは、少いと思はるのである、而し、その實は、永き學校生活、をなす根據地であり、又、教育上、諸般の施設、經營をなす策源地である、言は、い、教師は、この室にありて、學校生活、中の、我が生命、は、保證せらるゝ譯である。さればこの室は、出來得る限り清潔と整頓とを維持すべく、尙ほ設備其他に於て衛生上の注意をなし、之を實施すること、當然であると思ふ。小使を督勵して洒掃せしむるにしても、其掃除方法掃除後の注意まで、教師各自が注意し合ひて、矢張自ら手を下して

不潔なる
教員室

掃除したと同じやうに、仕上げをば立派にせねばならぬ。吾人は、教員室の清掃は、他の教室の範ともなすべく、來賓室等と同じく、校中最も清潔にして、衛生等の注意届きたるところでなければならぬと思ふ。然るに實際に就て見るに、この教員室なるものが、不潔不整頓にして、衛生方面などの注意を缺きたるものが多い、床面のごとき、いつ拭いたか分らぬほど塵埃が積もつてゐる、教師の卓上には、又雑多の書類が山載せられて、それには塵埃が堆く積もつてゐる、一冊の書類を持ち上ぐると塵がバツ／＼と舞ひ出す、これらの中には、幾多微菌が潜んでゐる、而して教員室中、煙草の烟り濛々と立ち籠め、且は炭火の有毒瓦斯なども、塵埃や微菌とこんがらがつて、有往左往の體裁である、其上教員室は、採光換氣も不完全である、隅の方は一年たつても三年たつても、光線の射入せぬところ、否空氣の新陳代謝せぬところがある、其邊は一年中掃除したことはない、極めて陰氣で、不潔である、痰壺の用意も缺いてある、紙屑入れの箱類が備へられてない、甚だしきは火鉢の中に喀痰するらしい、灰は堅まつてゐる、一種の臭氣がする、それも平氣にて、この室内にて平然茶を呑み、又處嫌はず湯水を、コボして置く、仰いで天井を見れば、煤ダラケなるが多い、蜘蛛の

來賓に對する注意

巢はビラ／＼、殆んど綱渡りのそのやうである。斯の如きは要するに衛生思想のないからである、少くとも教師校長の不注意なるに因すると、思ふ、教員室に入つたらば直ちに一種の快感にうたる、やうに清潔ならしむるが本當である、勿論教員室には教育上の諸統計表、書類等も掛けて置かねばなるまいが、山水其他の風景畫一つ掲げてないといふは如何にも殺風景ではないか、又盆栽一つも用意せられてなく、四季を通じて生き／＼としたる草花一枝だも花瓶に投げ入れられぬといふやうでは、無風流も甚だしい。何も贅澤な設備はいらぬ、當然の施設をなすがよい。吾人は教員室の清潔と衛生上の注意とにつきて、一層の努力を要望する。

(二)來賓、其他、來者に對する注意。これも相當に考へを凝らすべき必要がある、立開昇降口に靴拭ひの備へ付け、塵拂ひ用の器も備ふるはいふまでもなく、時には手洗ひ用水までも注意すべきである、廊下の各所に痰壺の備へ付けをなすは勿論、雨天の際の如きは濡れたる蝙蝠傘類、さては外套の置き場につきても注意する必要がある、來賓用の飲食器具、來賓の履き物に至るまで一切清潔を旨として、準備なすべきである。

其他外來者に對する注意

外來者の中には、父兄もあり、商人其他各種の人間がある、この種の人々の出入昇降所にも相當の衛生上の準備をなし置くべく、中には往々土足にて昇校するものもあり、外來者の中には、衛生も何も不注意なるが多き故、咯痰も處嫌はず放出する、或は塵埃に塗抹せられたるまゝの服装にて教員室に入り込むものもある、入り口或は廊下等に手引きの注意を書き表はして、(圖解など妙なり)外來者がそれと氣付くやうになすべきである。尙ほ惡疫流行の際などは消毒して昇校するやうの準備をも講ずべきである。

小使に關する衛生

(三)小使室の清潔、及小使の衛生思想開發 學校の衛生は平素小使の注意と努力によりて解決せらるゝものが多い、不潔不注意の小使は充分に指導なすべく、又何程清潔法を注意しても、無頓着ならば、早速解雇するがよい。而し、小使の如きは校長及び教師が注意して引き廻せば、段々と衛生を重んずるやうになる、吾人はこゝに一々小使に對する衛生的の注意を書くことを止め、各學校にてそれ〳〵適當の指導あらんことを望んで置く、されど特に一言して置きたいことは、小使室の清掃である、各種の器具、假令ば湯茶を飲用する道具類、飲用水の容器其他、充分清潔

を保たしむべく、蠅類の撲滅、塵埃の附着等につきて拭ひとることを怠らざるやう指導し、特に各器具は分類整然、汚損せるものは直に廢品としての處置をとらしめて、この室内には腐蝕せるものや、汚濁せるものが毫頭無いやうに心がけしむる必要がある、たゞ申し聞かしただけでは効果がない、教員中の衛生掛りなり、校長なりが隨時臨監して指導するがよい。

小使の衛生思想を喚起することは、極めて必要のことである、されば衛生掛の教師は、暇ある毎に、小使等に對して、學校清潔法の要旨なり、傳染病豫防の心得なりを説き聞かして、其實行を監視すべきである、注意周到なる學校にては、この種の手段をとつて居らるゝことゝ信ずる。尙一段の督勵を要望する。

共同用品の取扱

(四)學校用具の取扱方と衛生 學校にては多數職員に共同して校具を使用することなれば、各自が衛生を重んじて、他人の迷惑とならぬやう使用上注意をなすべきであるが、又一方よりは、使用するときには、清掃なり、或は消毒なりして之を取扱ふやうになすときは、實に大切のことである。教科書にせよ、參考書にせよ、或は其他の帳簿類にも、使用者の細心なる注意をとるべきは勿論、時々日光消毒なりし

て、清潔の維持を圖らねばならぬ。随分永年使用したる帳簿類、及参考書、假令ば、學籍簿とか、字書類などは、表紙に手垢の附着せるが歴然明らかに見られる、又一枚毎に手垢がつきて眞黒になつてゐる、そこに黴菌は澤山潜んでゐる、而も手に唾をつけながら、一枚一枚とマクつて見るなどは危険千萬である、さればこの種のもものは、表紙類などは時々取り換へるもよい、或は字書類の如きは數部準備して置くがよい、其他の教具類にしても、多數の人が取扱ひたるもの故、差間へなきものは、日光消毒なり拭ひ清むるなり、出來得る丈の衛生的注意をなすべきである、これ教師各自の衛生にとりて、大切のことであると思ふ。

第參編 一般衛生並びに兒童保護

第一章 一般衛生と學校衛生との關係

以上學校内部に於ける衛生法の實際につきて、記述を了したのであるが、更に、一般衛生と學校衛生との關係につきて聊か記述し、以て學校衛生の價値を、幾分なり發揮するやうの策を講じたいと思ふ。今日のところ學校衛生の威力は、未だ微弱であつて、其市町村及び社會を警醒し指導するまでには、前途遠慮であるやうに、をもはれる、而も教育者は、社會的方面にも注意を拂ひて、學校教育の餘力を、以て、學校外の衛生にも警告を與ふべきである。依て、少しく左に意見を述べることとする。

第一節 學校衛生と家庭

兒童生徒の家庭といふばかりではない、一般の家庭の衛生につき一言する、我國民の衛生思想は、未だ幼稚である、而し、往々衛生的の生活をなし居るものもないで

非衛生的
の所作

はないが、大部分は非衛生的である。要は衛生の何たるかを知らざるものが多い、こは誠に嘆息すべきことである。試みに兒童生徒の家庭につきて見よ、左の如き非衛生的の所作が行はれて居るものが比較的が多い。

い、不消化の飲食物をば平然として食ひ居ること。

ろ、不規則に湯茶を濫飲すること。

は、家内の掃除法につきて一定の良法を發見せざることに、不潔なる空氣中に起臥すること。

ほ、姿勢の矯正など頓着せず、極めて不自然の態度をなし居ること。

へ、不熟なる果物を食し或は生水を濫飲すること。

と、飲食物用の器具概して不潔なること。

ち、臺所不潔にして一種の厭ふべき臭氣あること。

り、日光消毒を勵行せぬこと。

ぬ、大小便鼻汁をば所嫌はず放出すること。

る、家の周圍を不潔になし置くこと。

を、有機物の腐敗せるものなどを庭園に棄つること。

わ、下水をば浚はぬこと。

か、便所を清潔にせぬこと、且つ時々消毒法を勵行せぬこと。

よ、衣服の洗濯及皮膚の清潔を等閑にすること。

以上の外尙ほ細事にて、注意すべきもの澤山有り、一々列挙する煩を避け、さて斯の如き不潔、非衛生的なる家庭に向つて、如何にして矯正策を講ずべきか、父兄達の自覺に待つこと、一は學校教師が然るべく指導してやることである。斯の如き非衛生的の家庭より通學し居る兒童等が多き故に、學校衛生も朝に温めて夕に冷やすの不運に陥つて仕舞ふものである、其特に傳染病など發生に際して、隠蔽するものがある、隠蔽して病毒を蔓延せしめたる實例は少からずある。せひともあらゆる方面に於て、改善の策を講ずべきである。

左に記せるは、精神的、大掃除と題して醫學博士遠山椿吉氏の述べられたるものである。家庭衛生上参考とすべき點少からずある。

一般の家庭に於て、大掃除を兎角面倒がり厄介がり五月蠅がる傾があつて、有効

精神的
大掃除の

に之が實行されてゐないのは慨かほしいことである。特に中流以上の家庭に於て女學校出の夫人や奥様からして、まア大抵に仕て置かうと云ふ形式に流れるのを見るが、これは一般に衛生思想が普及してゐないのと、毎年春秋二期の大掃除が、直接間接に人の健康を増進し生命を保全してゐる事が自覺されてゐないからである。今更言ふ迄もないが、この大掃除は、第一に室内の有毒瓦斯を放散し、兼ねて鬱積せる塵埃及び微菌を發散消滅せしめ、且間接には家具什器の整理整頓及び人の心氣を清爽にするの効がある。

さて掃除の方法はと云ふと先づ障子、襖などの引手や扉の把手などは必ず曹達水か石鹼水で綺麗に拂拭して貰ひたい。微菌などの傳播するのは多く是からで、天井裏や床下よりも却つて恐ろしい。次に掃除は快晴の日に限る事は勿論で、夜具疊などは殊に好く天日に乾かして日光消毒をして貰ひ度い。只茲に迷惑なのは風の日に、大道の真ん中で疊をボン／＼叩かれる事である。こんなことをすると、結核菌などは時を得たりと大喜ひで八方へ飛散する。是では宛で微菌の交換をやるやうなものだが、と云つて適當な方法も案出せられない。

理想を言へば町内組合などで、真空掃除機を備へつけければ申分がない。西歐各國の都市に於ては、夙くより此の問題を講究し、上流の家庭では大抵是を使用して居るが、中流以下となると購入費の關係からどうも實行が出来ない。矢張り日本の疊同様大道で絨氈などの埃を叩き飛ばしてゐる。此は誠に容易ならぬ問題で、社會道德公衆衛生なども關聯して一の社會問題であるから、更に識者の研究を願ひたい。

蚤の驅除法としては、疊の下にナフタリンを散布すれば頗る効がある。又蚊の發生を防ぐには、臺處の流し下や溝を掃除して、溝に石油を流せばよろしい。從來遣つて居る床下に石灰を撒布する事は甚だ効が尠いので、市の衛生當局に於ても一兩年前から廢して仕舞つた。要するに大掃除はその生命健康に多大の關係があるから、表面の形式を廢して飽くまで精神的の大掃除をして貰ひたいものである。

第二節 村落都市の衛生

こは社會的事業に屬するものであるが、特に市町村の自治團體に屬する衛生行政としてこゝに一二の卑見を述べる。我國に於ては、自治制度を施行してより、こゝに二十有餘年を経過して居るが、未だ之が完備の域に到らない。多くの方面に於て遺憾の點が少からずあるが、衛生方面の如き最も幼稚である。彼の大掃除といふ仕事をば、春秋二季に於て各家庭に向つてなさしむるのであるが、市町村吏員や巡查等が監視せずば掃除を善くしないといふ有様である。衛生といふ觀念が極めて乏しく、恰も他人の事を爲すが如き考へにて居る、これが間違つてゐる。

農村の衛生状態につき一言せんか、毎年傳染病患者が續出する、豫防法、消毒の手段は姑息である、隠蔽するものも少からずある、上流にて腐敗物や、有毒物を洗ひ流して平然たるものもある、道路も川流、溝渠の如きも不潔なるが多い、各自が我が家庭に近屬する溝渠すら浚はぬ有様なれば、公共の河川や溝渠などは中々清潔にしない、至る所の道路に人糞や馬糞、さては悪水汚泥が散在して居る。これらに對する適當の清潔法が實施されてない。

都市の衛生の如きや、面目を改めつゝありと雖もまだく不完全である。道

農村の衛生状態

都市の衛生状態

路は不潔にして、砂塵が堆積し、風ある日には砂烟りを揚げるといふ始末、汚水、泥濘道路を埋むるのみか、往々人糞や馬糞が取片附けられないで堆積してゐる、水道の敷設せられたるところはよろしいが、往々汚濁せる川水を飲用に供したり、不純なる井水を飲んであるものがある、下水や溝渠はいつもよく浚漉されてない。塵芥箱類の如き、或は之が棄て場所の如きも設備不十分なるが多い、製造所の烟突からは煤烟濛々と揚がりて附近一面の空氣を汚濁させる、この種の實例を引證すれば、澤山有る、要するに清潔なるべき都市、特に住民の裏庭等には表はれざる不潔の場所が多い、都市衛生の如きも大に改善する餘地がある。

學校衛生も不完全であるが、兒童生徒は、家に歸りて、相變はらず非衛生的の空氣中にて生活する、大人が衛生を無視し、又社會が斯の如き有様故に、どうも衛生思想が向上しない。これらも一般識者有志の助力は勿論、當局者の指導等によりて早く改善したいものである。

第三節 公衆衛生

學校生活は公衆衛生を了解せしむるにつきて、有力なる場所である、學校に於て公衆衛生上の諸般の知識と注意とを附與することを得るのであるが、學校を離れて社會一般人士の公衆衛生につきて一言する。我國に於ける、公衆衛生を口にするものは、以前より少からずあつたのであるが、其實行及び實績は遺憾の點少からずある。學校に於て児童生徒に對し衛生上の心得につきて、注意するところありとはいへ、一般衛生が幼稚なる故に、充分の目的を達すること能はざるものが少からずある。試みに衆人の會合する際に於ける、各人の衛生的注意如何と見るに、不潔汚醜の服裝をなして稠坐の中に出づるは、まだしも、咯痰は處嫌はず放出するあり、大小便所の不潔、飲用水をば汚濁ならしむるやら、其他衆人の嫌忌するやうな、様な非衛生的のことを敢てしてゐる。尙ほ傳染病をば隠蔽し置きて害毒を蔓延せしむるものやら、或は上流にて汚穢物を洗滌するやら、或は飲食物品の腐敗しかかつたものを販賣するもの、街路に汚物を投棄するもの等さまざまある、特に劇場、寄席、公園、停車場及び其他衆人會合の席に於ける、衛生が進んで居らぬ、共同使用の物品などは自分さへ其目的を達すれば、跡のものには不潔でも害毒でも構はぬといふ風がある。社會が斯の如き風にては、如何に學校にて衛生に腐心しても、思ふやうに、目的を達することは出来ぬ。一般世人の反省を希望する。

第二章 児童保護に關する社會的施設

今や児童保護に關する問題は、漸く社會一般が注意してきた、家庭に於て心身に關する保護に努むるは勿論、學校に於ても衛生に重きを措き、以て體育の目的を達せんことに努力するは言ふまでもなきことなれども、又社會公共の事業として、幼年並びに小青年を保護する諸般の施設をなすことが、極めて必要のことである。

我國に於ては兒女青年に對する社會的の施設が大に缺乏してゐる、至る所の村落都市に於て、この問題に焦慮してゐる向は、少いやうである。公園といふものは、あるが兒女青年等の遊園場として、如何ほどの施設をなしてあるか、或は子女をば至る所の街路に放ちて、自由の嬉遊に任ずることは、よいが、これがために、社會は、保護的の經營をば殆んどなして居らぬ。學校教師及家庭に於ける父母は、各々自家の立場より衛生に注意すると共に、一面社會的方面の體育案を攻究する必要がある。

る、更に世の有志識者は兒女青年に關する保護問題を攻究して欲しい、こゝには體育衛生方面を主として極めて梗概を記述することとする。

第一節 兒童の喧嘩並に社會の風俗

日本人の惡癖の一として、喧嘩を好むといふ野蠻的の行動がある。喧嘩を買ふ人間もあれば、賣る人間もある、喧嘩をしなければ蟲が納まらぬなどいふ手合もある、よし喧嘩をせぬまでも、喧嘩と聞いて、面白がつて見物する野次馬といふものさへ中々多い。こは遺傳的の傾向からきてゐるのでもあるが、この種喧嘩などいふことの、慎むべきことを知らぬからであらう、教育の力にて矯正したいものである。

左に記せるは千葉教育紙上、筒井博士の述べられたる兒童保護に關する說の大要である。

西洋に行つた人は、其の行つた國の異なるのと、其れと人の見るところの異なるとによつて、見聞した話が、殆んど十人十色で、甚だしきは同じ國のことでも、正反對の話を聞くことがある、だが、自分は子供に對する注意の點は儘に日本と違ふ

筒井博士
の言

やうに思ふ、例へば日本では、途中で子供が惡戲をすることがあつても、但しは喧嘩をするやうなことがあつても、多くは見逃して深く咎めない、偶少しやかましいことをいふと、ソレハ子供のしたことだから、ソレ咎めるには及ばぬといふ、ソレが西洋では決して見逃しにしない、途中で何か悪いことをして居れば、これを見たものは、誰でも捨て、置かず制するやうである、これが日本とは著しく差違があると思ふ、向ふの人は、子供だから捨て、置いてはならぬと殆んど異口同音にいふ、それが日本では、子供だから見逃して置けといふ、子供は將來の大人だからよくせねばならぬといふ考は皆あるやうである、この點より見ても如何に向ふでは子供の教育に注意して居ることが分る。云々

「子供だから捨て、置いてはならぬ」の言は味ふべきことではないが、一體我國民は人格を尊ぶとか、人の生命を重んずるとかいふ觀念が發達して居ない故、子供の喧嘩なり惡戲なり見逃して仕舞ふ、否見逃がすどころか、捨て、置くどころの沙汰ではない、甚だしい不量見者はわざ／＼子供の喧嘩を使喚するものさへある、教育者ばかりの力では到底及ぶまいが、なるべくは社會一般の人士が注意して斯る弊

風を少しも早く剪除したいものである。

社會風俗につきて、改良すべきものは澤山あるが、一二、衛生方面の保護につきて述べる、一體大人が其範を示すが故に兒童までが模倣するのであるが、大道にて立ち小便をば平氣にてする、而もそれが用水へ入らうが構はないといふ風である、又生水を呑むことである、至る所にて平氣にて水を飲む、それが濁水でもよし、汚物が混合して居てもよろし、平氣で飲んでゐる、之がために傳染病を生じたり、又特種の病氣を發生することゝなる、或は獸類を屠殺するが如きも田舎に行くと、不充的な設備どころか、何等の衛生的の注意もなさず屠殺して骨や血汁が狼籍たる有様のところもあるといふ始末、尙犬猫の死屍をばどこへでも投棄する、甚だ間違つたことである、殊に市中などにて立ち食ひをしてゐるものがある、手鼻をかむものもある、脚部を露出するもの、肌脱ぎをしてゐて平氣なるもの等、非衛生的の悪習慣がある、兒童等はいつしか之等を見マネる、是非社會風俗の改善に努力せねばならぬ。

社會風俗
と衛生

第二節 兒童運動園制度

(井上友一氏著自治要義中の一節)

『前略』

近ごろ歐洲都市の間に新興の機運を呈したる保護制度の中にも、特に最も注目すべきものは、即ち「兒童運動園制度」の一事是れなり。米人ベーカーは、曾て地方運動園の制度に關して論じて言へり。『兒童の訓育は、直接の學問に於けるよりも、寧ろ遊戯に依りて天然の活力を増すこと多し。兒童運動園の勃興は、實に此理想に發源す。然れども都市の兒童は、其富貴貧賤を問はず、皆運動遊戯を自由ならしむる適當の方便を有することなし、これ都市兒童のため、運動園の施設最も必要な所以なり。況んや兒童に對して運動園を興ふるの一事は、以て活動して己まざるの少年に對し、其燃ゆるが如き情慾の心機を一轉せしめて、之を健康なる遊戯に向はしめ、延いて一般兒童の惡風に對し、感化善導の効を收むること頗る大なるものあるを知る』と此言や公園事業が世人の訓育に裨益するの大なるを切言して、亦餘蘊なきものと謂ふべし、此くして近世自治の公園行政は、實

に健康保護の意義より一變して、更に社會教育の主義を採り來りぬ。

教育主義の公園制度は、米國都市が最銳意其力を傾注する所たり。蓋し、歐洲都市の逍遙園は既に歴史上又は美術上の盛觀を呈す。「中略」千八百八十七年紐育が公園設置のために毎年百萬弗を支出するに對し議會の承認を受くるや當時の市長は、兒童の運動場を以て、公園の骨子なりと唱導せり。就中其「マルベソ」公園が既に開設せられてより以後、從來休日には殆んど殺人犯を絶ちたることなかりし同地方も爾來何等の争鬭を視ざるに至れりとは、當該警察吏の公言する所なり。「下略」

都會地に於ける兒童の運動園の施設など極めて必要のことである。この種の設備は是非共有資有志の盡力に依らねばならぬ、又政府に於ても相當の費用を投じ又は指導をなして適正なる設備をなすべきである、尙又村落の兒童の如きも、この種運動場の施設なき故、随分思ひきつた悪戯をやつてゐる、神社寺院の境内にて落書やら石投げやら喧嘩やら、いろ／＼と悪事をやつてゐる、川端や橋側にて危険なる遊戯をやつたり。又他家の果實でも落し廻つたり、或は動物虐待、稻や麥の穂

を抜き取つたり、苗代田に石を投げ込んだり、芝を焼いたり、泥水の中で泳ぎをやつたり、或は食用にもならぬ木や草の實などを食へたり實に、ヒヤ／＼するやうな悪戯をやつてゐる、矢張り農村に於ても兒童青年の集合し易き神社寺院若くは村内共有の空地へ適當なる運動の設備をする必要がある、農村兒童の如きは種々の作業をしたり又飛び廻はり、跳ね廻はる故斯る施設は不要であるといふ論者もあるが、事實前記の如き悪弊あり之を矯正せんには具體的に何かの施設をなす必要があると思ふ。

第三節 カーフヒューの制度（井上友一氏著自治要義中の一節）

『前略』

此の制度は、夜間一定の時に至れば、汽笛又は、寺鐘を鳴らし、街路に徘徊する兒童をして其保護者の居所に歸還せしむるの制なり。「カーフヒュー」なる語は、寺鐘の意義を有し極めて、往昔より行はれたるものなり。即ち今より數百年前西班牙佛蘭西兩國に於て流行し、爾後英國に於ても行はれぬ、當時日没の後には總ての

燈火並火氣を滅して、之を政治に反對する運動の防止手段に用ゐたり。然るに北米の地方に於ては、風俗の矯正策として之を用ゐ、四十有餘の都市に於て既に此法を施行し、兒女犯罪者の八割以上を減ずるに至れり、前年米國聖都路易の博覽會に際し、北米及加奈陀の宗教家は、カーフヒュー制度に關して、聯合會議を開設し、該制度が犯罪の豫防に至大の關係あることを聲言せり。「中略」インデアナボリス市の「カーフヒュー」令を視るに、十五歳以下の者が、毎年春夏の二季は、午後九時、秋冬二季は、午後八時を過ぎ、尙保護者に伴はれずして、街路に出づることを許容したる時は、一定の刑罰に處せらるべき者とす。而して、此時間の制限を厲行するが爲め、行政廳は汽罐を有する各工場に命じ、「カーフヒュー時間」に於て皆二十分汽笛を鳴らすの義務を負はしめたり。されば「カーフヒュー制度」は感化制度と相伴ふて、兒童の惡化を豫防する一種の風紀制度なりといふべし。我國に於ては未だ「カーフヒュー」の法律を施行するに至らざるも、青年の夜間保護に關しては注意最深きもの間々見る所なり。香川縣九龜に於て、青年の夜學に一種の弊害あるを認めて、一宗教家が鷄鳴學館なるものを設け、早朝之を聚

インデアナボリス市のカーフヒュー令

めて授業を爲すあり。又愛知縣三河の農村に於て青年夜學の終了する頃には、寺鐘を鳴らして之を父兄に報じ、歸路放逸に流るるの害を防止せんことを期するは、又一種の「カーフヒュー」事業とも謂ふことを得べし。下略

所課「カーフヒュー」制度は兒女犯罪者の數を減少するのみならず、之がために兒女の身體保護及び衛生上に少からざる裨益を與ふることになる、深夜街路に徘徊する青小年及兒女は、よし或る犯罪者たらざるまでも、身體に受くる影響は大なるものがある。不慮の怪我をなし、又は疾病を醸すの因となるものである。我國の如きも、有志識者の率先指導によりて、此種の注意をとるやうにしたいものである。

第四節 英國の兒童保護策

我國に於ける兒童保護事業の遅々として進まざるに反して、英國の如きは、餘程この方面が進歩してゐる、左に記せるは、英國に於ける小兒保護策の概要であつて、曾て小學校紙上に掲載せられたるものである、我國の如き青年に對する喫煙禁止の法案あるも、實際のところ、これがよく勵行されてゐない。

小兒を火のある場所に放置し、之がために小兒に危害を蒙らしめしものは、十磅の罰金に處す。

小兒には卷煙草を販賣するを禁止す。

警察官及公園監視人等は、街路上、或は公園内に於て、十六歳以下の兒童の喫煙する者を發見するときは、其卷煙草、製用紙、或は其刻煙草を沒收す、又其兒童の身體に就て搜索することを得。

料理店、飲食場には、十四歳以下の兒童を携伴することを得ず。

疾病の場合に於ける服藥用を除くの外、五歳以下の小兒に酒類を與ふることを禁ず。

殊に酩酊性飲料を小兒に與ふるの罪は、最も嚴科に處するの規定をなせり。

英國が兒童の保護につきて細心なる注意をとりつゝあることは、我國に於て、大に範とせねばならぬことと思ふ。而も翻つて我國の現状を見るに、この種の注意は極めて冷淡でなる。危険なる玩具、爆發物を販賣したり。不熟の果物を店頭に排べて置くあり、非衛生的の飲料を販賣したり、毒々しき菓子、の販賣等數へ來れば

際限もない、特に飲酒の惡弊は滔々としてますます增長する風である。酒類の賣店は至る所に多くある、試みに僻遠の地に於ける物品販賣店につきて見るに、ビール、正宗の瓶が傲然として肩を聳やかしてゐる。酒に酔ふて、醜態を演ずるものもあるも、酔ふてゐるからとて一向に咎めぬ、或は却て其の豪酒を賞美するものさへある。斯る弊風は一刻も早く撲滅せなければ、國家の前途に於て大に憂ふべきものがあると思ふのである。

結 論

以上、學校衛生法、並びに之に關聯せる諸問題の大要を記述した、極めて雜駁なる研究ではあるが、願はくは本書を導子として、斯道の研究に、一步を進められ、學校衛生の改善を全ふせられんことを、一日を緩ふすれば、一日の進歩が後れる、一日を早ふすれば、一日だけの利得がある、要は學校當事者の實行如何に、期することと思ふ。尙ほ本書の終りに於て、改めて一言せんとするは、學校教師及び學校醫諸君が協同一致、飽くまでも研究的の態度を持して、衛生問題に突貫せられんことである、由來

この種の注意が消極的手段にのみ限られて、積極的に研究せられざりしは、斯道の發展せざる所以であつた。されば、學校長及び各受持教師、諸君と、校醫、諸員とは、各々其爲すべき事業の範圍を明瞭になして、研究の歩を進むべく、而も共同して事に當ることを期すべく、反目疎隔、徒らに事業を糊塗し去るが如きは、慎まねばならぬ。

學校衛生は又家庭衛生ともある程度までは協同的の歩調をとらねばならぬ。學校が單獨にて解決することを得ざることが尠からずある。されば、學校教師は、家庭に要求すべき衛生事項を明確にして、相互連絡をとることに努力すべきである。而もこの種の注意は何れの學校にてもなして居らるゝやうであるが、永續的に注意を拂はず、且つ其結果につきて相互が反省し合はぬ故に、いつも繰り返して居るのみにて、實蹟が擧がらぬのである。吳々も相互眞面目にてこの問題の解決に務められんことを要望する。

學校衛生に關する實際的研究終

大正三年四月十日印刷

大正三年四月十三日發行

學校衛生に關する實際的研究

定價金九拾錢

著者 中澤忠太郎

發行者 辻太

東京市麴町區飯田町三丁目十番地

印刷者 朝岡平藏

東京市本所區番場町四番地

印刷所 凸版印刷株式會社本所分工場

東京市麴町區飯田町三丁目十番地

發行所

開發社

電話番町千四百五十二番
振替口座東京四〇三二番



未會の有の二大研究書

全國の小學校に必らず備ふべき最良の教育書

湯本武比子君校閱 山梨縣師範學校教諭中澤忠太郎君著

訂正増補八版 教授法の批評に關する研究

本書は教授法の批評研究上絶好無二の参考書として、初版發行以來多大なる歡迎を博したり。而も時勢の進歩、教育事業の改良發達と共に批評眼の修養につき、大に反省すべきものあるなり。依てこの際訂正を加ふると同時に更に左の項目を増補し、批評研究の書として、殆んど遺憾なからんとを期し改めて讀者に見ゆることとせり。

増補 一 教授批評會の現況如何 二 教授界の趨勢 三 教授界の通弊 四 教案につきての批評 五 男女の學級につきての批評 六 教授を通過したる概括的の批評 七 如何にせば教授に熱練することを得べきか (特に師範學校教授練習生諸君のため) 以上

山梨縣師範學校教諭 中澤忠太郎君著

再版 兒童の學業成績に關する研究

本書は兒童の學業成績に關する一切の研究を網羅し、之を著者の豐富なる學識と經驗とに徴し、更に教育實際家の適確なる研究とに引續して、著々解決を與ふると共に、研究の端緒を提示しつゝ、更に凡そ成績品につきての整理、救濟法は勿論、目下流行の成績品展覽會、學業練習會等の施設に結果の處理、且は教具及び兒童の學用品等にも、論及し、尙も成績に關する事項は收めて施設す所なし。其特に各教科に互りて成績の研究をなし、之が處理法を詳説せる如きは、如何に其研究の忠實にして、如何に材料の豊富なるかを知らむ切に教育實際家の高評を仰ぐ。

研究心に富める著實熱誠なる教育家の好伴侶

發行所 東京市麹町區飯田町三丁目 振替口座東京四〇三番 開發社

276

175

終